

## 令和5年12月第9回室戸市議会定例会会議録（第3号）

1. 日 時 令和5年12月12日（火）

2. 場 所 室戸市議場

3. 出席した議員の番号及び氏名

1番 久保田 浩	2番 池 田 教 子	3番 河 本 竜 二
4番 竹 中 真智子	5番 田 渕 信 量	6番 竹 中 多津美
7番 澤 山 保太郎	8番 亀 井 賢 夫	9番 小 椋 利 廣
10番 脇 本 健 樹	11番 山 本 賢 誓	12番 町 田 又 一

4. 欠席議員 なし

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	谷 村 直 人
事務局次長兼班長	山 本 ゆかり
議 事 班 主 任	村 田 茉 莉
議 事 班 主 事	山 本 悠 里

6. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	植 田 壯一郎	副 市 長	黒 岩 道 宏
総務課長併選挙管理委員会事務局長	濱 田 亮 士	まちづくり推進課長	福 留 裕 治
財産管理課長	戎 井 健	税 務 課 長	西 村 城 人
市 民 課 長	濱 吉 剛 史	こども子育て支援課長	辻 さおり
保健介護課長	正 木 亜 弥	人権啓発課長	田 渕 由 加
産業振興課長併農業委員会事務局長	山 崎 桂	建設土木課長	川 崎 州
観光ジオパーク推進課長	大 西 亨	防災対策課長	西 岡 佳 久
健康医療政策課長	松 下 善 徳	会計管理者兼会計課長	上 松 富士樹
福祉事務所長	森 岡 光	教 育 長	百 田 貴 昌
教育次長兼学校教育課長	山 本 康 二	生涯学習課長	和 田 美紗子
水道局長	中 屋 秀 志	消 防 長	多 田 周 平
監査委員事務局長	江 口 祐 介		

7. 議事日程

日程第1 一般質問

8. 本日の会議に付した事件

日程第1

9. 議事の経過

次のとおり

午前10時0分 開議

○議長（町田又一君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。谷村議会事務局長。

○議会事務局長（谷村直人君） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定数12名全員の出席でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（町田又一君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

次に、久保田浩君の質問を許可いたします。久保田浩君。

○1番（久保田 浩君） おはようございます。

1番久保田浩。一般質問させていただきます。

大きな1点目として、不当要求行為等への対策について。

私たち議員は、市民から道路の舗装を直してほしい、側溝の蓋がないからつけてほしいといった要求をよく聞き、そして担当課に対して市民の要望を伝える、言わば執行部に対しての働きかけを行っています。

さきの臨時議会において、議員の職員に対してのパワーハラスメントが問題になりました。根底には、この働きかけから始まっていると思われます。

9月議会直前に、問題提起された議員の市職員に対しての行動、言動について、私はメモをとり、後日、市職員数人に聞き取りを行いました。

内容は、次のようなものでありました。

①大声を上げて職員を威嚇する。②丸めた紙を手に持ち、机をたたいたり、職員の首元へ突きつけたりした。このとき職員がかわしたため当たらなかったが、かわさなければ首をついていたそうです。③何をうそを言ってるんだ、これは議会で問題になるぞ。④おまえが決めることではない、こいつらは話が分からない、駄目だ。⑤公務員は市民の奴隷だろうが。⑥保護費の支給は、一軒一軒所長が配りに回れ。⑦保育園に対して布団を支給するように言え。⑧お前たち職員は首だ、辞めてしまえ。

これらの発言、行動について、とても普通の働きかけ行為とは思えず、対応した職員に恐怖の念を抱かせるようなものであります。市役所の複数の課において、このような行動を行っていたようであります。

室戸市には、室戸市不当要求行為等への対策に関する要綱が、平成17年9月30日付訓令第21号で定められています。この要綱は本市の事務事業に対する不当要求行為等に対し、組織的取組を行うことにより、不当要求行為等に適切に対処し、もって職員の安全と事務事業の円滑

かつ適正な執行を確保するため必要な事項を定めるものとするものとあります。

第2条においては、この要綱においては不当要求行為等とは次に掲げるものをいうと定義づけをしております。(1)暴力行為、(2)脅迫またはこれに類する行為、(3)正当な理由なく面会を強要する行為、(4)粗野または乱暴な言動により他人に嫌悪の情を抱かせる行為、(5)正当な権利行使を仮装した違法または社会常識を逸脱した手段による金銭もしくは権利を不当に要求する行為、(6)正当な手続によることなく、作為または不作為を求める行為、(7)前各号に掲げるもののほか、市の施設等の保全及び秩序の維持並びに市の事務事業の執行に支障を生じさせる行為と定めております。

そこでお聞きします。

さきに説明しました議員の職員に対しての言動、行為について、明らかに定義の中の(2)脅迫またはこれに類する行為、(4)粗野または乱暴な言動により他人に嫌悪の情を抱かせる行為に当たると思われますが、執行部はどう判断されたのでしょうか。

また、発言の中の⑤公務員は市民の奴隷だろうがという、奴隷だろうがという職員の人権を無視したような発言は人権問題的な発言ではないでしょうか。人権啓発課長にお聞きします。

この要綱では、不当要求行為等への対応を統括するため室戸市不当要求行為等対策委員会を置くと思いますが、今回の議員による職員に対しての発言、行為について、被害を受けた課からは報告がなされていると思われませんが、委員会は開催されたのでしょうか。お聞きします。

要綱では、不当要求行為に対して室戸市不当要求行為等対応マニュアルに従った対応を求めています。マニュアルには、相手方に対し説明等を尽くしてもなお理解が得られず不当要求行為等に発展した場合は警察へ通報すると警告を行った上で、機を逸せず警察に通報するようになっていますが、警察には通報しなかったのでしょうか。

また、発言内容、首を突こうとした行為から見て、公務員への脅迫行為であり、⑥保護費の支給は一軒一軒所長が配りに回れとの発言については職務強要に当たると思われますので、刑法第95条第1項及び第2項に該当するのではないのでしょうか。刑事告発をすべきだと思いますが、市長はどのように考えられているのかお聞きします。

今回の件について市議会は、独自で調査する特別委員会の設置を否決しました。しかし、この問題をそのまま不問にすると、今回問題となった発言、行為が許されると勘違いされ、またはエスカレートしていくのが予想されます。職員が安全に公務を遂行するためにも厳しい対応が必要であると思われませんが、市長のお考えをお聞きします。

大きな2点目、産業振興策について。

次に、産業振興策についてお聞きします。

近年室戸市の産業は、人口減少、高齢化に伴う生産者年齢層の減少により、年々生産高は減少していると思われまして。また、燃油、資材の高騰により、各経営体の経営も厳しい状態にあると思われまして。

国・県も、産業振興対策に対して様々な補助事業、支援策を講じており、本市においてもそういった事業を活用していると思われませんが、本市の産業衰退のスピードは他の地域に比べてより早いものであると思われまます。

国・県の事業は、生産性の向上、作業の合理化、省力化、IT化を追求した支援事業が多く、室戸の現状には合わない補助事業ばかりと言っても過言ではないと思われまます。そういった国・県の方向性に対して室戸市民を導いていくことも重要ではあるかと思われまますが、単なる追従では室戸の産業衰退を止めることはできないのではないのでしょうか。

産業全体でお答えください。国・県が行っていない、きめ細かな、室戸の実情に合った施策にチャレンジする必要があると思われまますが、市長の思いをお聞かせください。

大きな(1)農業への支援についてお聞きしまます。

新規就農者支援事業についてであります。県の新規就農者支援事業の募集要領等を見ると、新規就農者の年齢が若いほど有利になるような条件が設けられていると思われまます。若者、50歳以下を確保すると、それだけ長い期間農業に従事し、補助効果が高いことからであると思われまます。中にはシニア部門という部門もあるのですが、若者に比べてクリアしなければいけない条件が多く、会社員を定年退職した後、Uターンや移住等で農業を行おうと考えている人には厳しいものになるかと考えられまます。しかし、市内には、60歳以上で農業に転職し、10年以上農業を行っている農家の方々も多く見られまます。

そこでお聞きしまます。

若者、65歳以上のシニアと区別なく、室戸で農業を考えている人全てを対象にした室戸市独自の就農支援事業の設置を検討してみてもはどうでしょうか。65歳以上であっても10年は農業を行い、室戸の農業を支えることはできると思われまますが、お考えをお聞きしまます。

次に、サポートハウスについてお聞きしまます。

サポートハウスについては、室戸市でも取り組まれており、来年度にはサポートハウスから独立し、独自のハウスの整備を計画している若者がおられるとお聞きしてしまます。しかし、新たに施設整備を行おうとする若者とは逆に、後継者もなく、年金の受給が始まり、規模を縮小し、第2の人生をのんびりと無理をせず農業を続けていこうとする農家もたくさんおられまます。朽ち果てていくハウスをそのままにせず誰かに使ってもらいたい、でも今のままでは人様に貸すようなものではないと遠慮されているようであります。

使用されている施設は、一部老朽化のため修繕が必要ではあります。新たに施設整備をするよりかははるかに費用も安く済みます。そういった遊休ハウスが、高齢化、後継者不足により、今後増加していくのではないのでしょうか。

そういった遊休ハウスの利活用について県の補助事業を探してみても、室戸の現状に当てはまる事業はなく、県の補助事業は、もう一步将来を見据えた、高度化、環境制御型設備の整備等、室戸の農業に合っていない条件が付随され、利活用しにくいのが現状です。将来的には県

が目指している農業も必要かもしれませんが、今の室戸には合っていません。

移住者政策には、空き家バンクといった、空き家を移住者に貸すために、一度修繕して貸したりしています。同じように農業用ハウスについても、空きハウスバンクのような取組が行えないものでしょうか。お聞きします。

本来こういった農地に関しての紹介、あっせん等については、これまで農協が行ってきたことであります。しかし、農協は組織が統合され、細やかな動きが取れていません。市が積極的に行う必要があると思います。

次に、吉良川千両についてお聞きします。

吉良川千両の施設修繕に対しての支援についてであります。吉良川千両は約30年前に開発されたもので、今では出荷額が1億円を超える重要な品目の一つであります。

千両は、ナス、ピーマン等の野菜のように日々の管理は必要ではなく、またサツマイモのように重くもなく、そして10アール当たりの出荷額も施設園芸ほどは上がりませんが、露地栽培よりは高く、農家が高齢化しても栽培できる品目になると考えられ取り組まれてきました。

施設整備に当たっては、平成のとき、レンタルハウス整備事業で整備されてきました。それから約30年が過ぎ、施設の老朽化が見られるハウスが多く見られています。

補助事業で整備され、償還期限の過ぎた施設の修繕に対して、一定の助成制度をつくってみてはどうでしょうか。特に、吉良川千両で使用されている竹のすのこについては、30年前は1束約1,700円程度でしたが、現在は中国経済の成長により1束3,000円以上と倍近くになってきています。高齢化しても行える優良品目でありますので、前向きに検討していただきたいと思われれます。

(2) 観光施設の再開発についてであります。

さきの議員も御紹介されました、12月4日付の高知新聞の記事にもゴースト岬という記事がありました。その中で室戸出身の方が述べています。財政に余裕はないとは思いますが、本紙に、佐賀温泉、黒潮町営にと大きく記事が出ていました。室戸のホテル再開も可能じゃないかと思いながら読みました。民間の施設だからと知らぬふりをしないで、室戸市長、市議会は本腰を入れて議論すべきだと思いますと述べられております。

室戸岬周辺については、植田市長が市長に就任された後、ウトコを運営していた星野リゾートが撤退、廃屋となっていたホテルニューむろとをリニューアルして営業を再開していたホテルジオパーク夢路灯が閉鎖、そして今年11月にはホテル明星が閉鎖されました。

コロナ禍による、人の動きが減り、旅館業は大変だったのかという意見が多いかもしれませんが。ちょうど私は1年以上前に、ホテル明星に勤められていた方と話をしました。すると、コロナで観光客が減り、人の流れがないように見えるかもしれないが、そうではない。コロナによって、国・県、市等行政が、宿泊券、利用券等を多く出してくれているので、一定のお客さんは来ています。しかし、コロナが終息し、行政からの支援がなくなった後、この人たちがリ

ピーターとしてどれくらいあるか、それがこのホテルの問題になると思われます、そう言われていました。

コロナが第5類に位置づけられ、半年後には、その方が心配されていたようにホテルが閉鎖されました。室戸に観光客を呼べるような集客力がないのでしょうか。廃校水族館にはオープン当初ほどではありませんが観光客が来ています。ホテル明星の閉鎖を掲載した高知新聞の記事の中で、植田市長はウトコの再開発を思わせるようなコメントをしていましたが、その見通しはあるのでしょうか。

高岡地区にあるディープシーワールドは、今年2月に亡くなられた武井市長のときに、室戸岬の観光開発として整備されました。室戸岬観光、そして世界的メイクアップアーティストのシュウウエムラ氏が行う本格的なタラソテラピー施設と、二つの観光資源を活用しての集客を目指しましたが、シュウウエムラ氏の死去により集客力は低下し、その後、星野リゾートによる経営となりました。ウトコの跡地を再開発する上で新たな集客施設が必要であると思うのですが、市長はどのように考えているのでしょうか。

ディープシーワールド内に民間企業がトロピカルフルーツ園を整備したいとの要望が出され、一時、市長も賛同し、民間企業が基本設計まで行った後、計画が進んでいないという話も聞きます。新たな集客を行うには面白い話であると思われますが、今後どのように事業展開していくのかお聞きします。

次に、(3)商工業への振興策についてであります。

企業立地促進補助金についてであります。議員となり、令和5年度予算、4年度の決算書等を見ますと、昨年度までは企業立地促進事業費補助金が予算化され執行されています。1件当たり最大で3,000万円の支給と金額の大きさ等により賛否が分かれているところですが、私は一定の事業効果が見られていると思われます。

土佐あき農協の合併に伴い、閉鎖されていた店舗が再開されました。集客力の高い飲食店も建物の老朽化のため閉店されていましたが、再開されました。水産業と連携した加工品製造工場の整備等も行われております。効果は上がっていると思われますが、今年度については一件も予算が上がってきていません。今年度は相談される事業者さんが出なかったのでしょうか。それとも、補助要綱等の見直しに時間を要しているのか、どちらなのでしょう。私には1件、新たな飲食店を作りたいとの話が聞こえてきましたが、どうなのでしょう。

市が最大3,000万円も補助してくれるというのが呼び水となり、新たに事業をやろうと民間事業者らを刺激したことによって産業振興につながっていくのではないかと思います。今年度当初予算、補正予算と小口補助の創業支援事業には複数相談があるようですので、積極的に支援をしていただきたいと思います。

次に、小規模店舗への支援についてお聞きします。

昔は、市内の各地区に個人商店がたくさんありました。食料品はもとより日用雑貨まで販売

していました。現在旧町ごとに見て、佐喜浜町に3店舗、室戸岬町に2店舗、吉良川町に2店舗と、その数は減少しています。室戸地区の個人商店は、後継者不足、そして大型系列店の出店、コンビニエンスストアの進出等によってなくなってしまいました。大型店の移動販売等によって、ある程度買物難民の解消は行えていると思いますが、それでもちょっとした買物には個人商店を利用する市民はたくさんおられます。創業、第二創業支援でなく個人商店等に対して、古くなり使用できなくなった冷蔵ショーケースの購入やちょっとした厨房機器等の購入等、事業継続を促すような支援策の設置が必要だと思うのですが、市長のお考えをお聞きいたします。

最後に大きな3点目、本市の医療体制についてであります。

(1)室戸診療所について。

室戸診療所は昨年6月にオープンし、医療法人愛生会が指定管理者となり、管理、運営しています。この1年6か月の間、愛生会自体も、事務長の交代、職員の退職等、体制が大きく変化していたとお聞きします。また、療養型病院として室戸中央病院を、介護老人保健施設あさひを、2人の医師が中心となり運営されており、室戸診療所については笹岡医師が中心となって運営してきたのではないのでしょうか。19床と少人数ではありますが入院患者の受入れも行っており、医療スタッフ不足からかなりの激務になっていたとお話もお聞きしています。

また、来年4月から、働き方改革法に基づく医師の時間外勤務の上限規制が行われることになり、診療所をこのまま運営していくには、医療スタッフの増員が必要になってくるのではないのでしょうか。笹岡医師の後任に、室戸になじみのある船戸医師が院長として着任されることが広報に掲載されていました。しかし、船戸医師については、室戸病院閉院後一時期体調を崩され、佐喜浜診療所での診察も行えなくなったとお聞きしています。

そこで質問ですが、室戸診療所の医療スタッフの確保、体制をいま一度見直す必要があると思われるのですが、指定管理者である愛生会とはそういった協議は行われているのでしょうか。また、市民にとってはあってほしいものですが、医療スタッフの体制が整うまで入院患者の受入れを一時中止することも検討する必要があるのではないのでしょうか。

これまで泉医師、笹岡医師と2人の医師が室戸に来られ、様々な理由により室戸を離れていかれました。室戸での診療を長く続けていけるようにするためにも、医師に無理がいかないような環境、運営体制が必要とあると思いますが、お考えをお聞きします。

次に、室戸病院閉院後、隣の田野町にある田野病院が室戸病院の病床数を引き継ぎ、病棟を拡張されました。室戸市からの入院患者数についても以前に比べて増加していると思われますが、室戸診療所との連携はうまく行われているのでしょうか。田野病院に対して、以前、協力金等を植田市長になって廃止したことから関係がうまくいっていないというわきもありますが、どうなのでしょう。

次に、(2)佐喜浜診療所についてであります。

さきの議員の質問とも重なる部分がありますが、佐喜浜診療所については、小松島市の民間医療機関の院長先生の厚意により、月に1度、整形外科の診察が行われ、そして内科については週に1度、半日ではありますが、伊奈医師による診察が行われているようであります。室戸まで通院が困難な高齢者にとっては本当に助かっているとの声をよく聞きます。また、まちづくり推進課が行っているコミュニティーバスの入木線の運行日と診察日が同じ金曜日にあることによって利用者も多く、午前中のみ診察では時間が足りないとの声も聞かれています。民間の医療機関の厚意で行われている診察であり、行政がどこまで立ち入っていいのか難しい問題であるとは思いますが、診察時間の延長についてもお願いできないでしょうか。

コミュニティーバスの運行についても、佐喜浜町内で十分回れていない地区もあると思われます。また、ちょっとしたサービスで、商店前での一時停車等、利用者に寄り添った運行内容の見直しも必要ではないかと思われませんが、お考えをお聞きます。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○議長(町田又一君) 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長(植田壮一郎君) 久保田議員にお答えいたします。

まず、大きな1点目、不当要求行為等への対応についてであります。

不当要求行為として取り扱うか否かにつきましては、不当要求行為等への対策に関する要綱第2条各号いずれかに該当する行為で、要求等を実現するために違法または社会常識を逸脱する手段を用いているか否かで判断することとなります。

先ほどの御質問にあった行為につきましては、不当要求行為に該当する可能性はあるものの、不当要求行為だとの判断に至っておらず、今のところ警察への通報は行っておりません。しかしながら……。

(発言する者あり)

○議長(町田又一君) 静かに、静かにしてください。

○市長(植田壮一郎君) (続) 内容をしっかりと精査して、その対応を考えたいと思いません。

また、今後そういった行為が繰り返し行われる、また長時間にわたり行われるなど、市の業務に支障を来すようなことがあれば、警察へ通報するなどマニュアルを基に対応してまいります。

また、生活保護費の支給についての発言については、職務強要と捉えられるような言動があれば、速やかに顧問弁護士等に相談をし、対応を考えてまいります。

いずれにおきましても、今回の事件につきましては、現時点では不当要求行為としての対応はしておりませんが、職員が安全に公務を遂行できるよう、不当要求行為に該当する事案が生じた場合には、対応マニュアルに基づきしかるべき対応を行ってまいります。

次に、大きな2点目の産業振興策についてであります。

現在、市独自で取り組んでいる施策としましては、初めに農林業では、耕作放棄地対策事業として、果樹の新植に対する支援や、集出荷場や直販所への燃料経費の低減策として中山間集出荷支援事業及び複合経営拠点推進事業をそれぞれ実施しているほか、環境制御装置の導入の際には、市独自で継ぎ足しの補助を実施し、支援しているところであります。このほか、園芸用ハウス整備事業につきましても、新規就農区分や規模拡大区分などにつきましては、県で定められている以上の市独自の補助率を定め、施設園芸の振興に取り組んでいるところであります。

次に、水産業では、後継者や新規就業者の確保対策として、委託型地域おこし協力隊制度を活用した定置網漁業における人材確保や、水産資源の保護を目的としたアオリイカの産卵床設置や有害サメの駆除に係る経費に対し支援を行うとともに、魚価の向上や販売拡大を図るため、室戸春ぶりのPR活動に係る経費や展示会に出展するための経費に対し支援を行っているところであります。また、漁業協同組合の経営安定を図るため、市独自の補助制度の創設も検討をしているところであります。

次に、商工業では、本市での創業や事業継承を推進するため、初期投資に係る経費や事業を引き継ぐために要する経費に対し、支援を行っております。また、企業立地に対する支援につきましても、様々な御意見をいただく中、本年度は予算化ができておりませんが、私としましては成果が出ていると認識をしているところでありますので、今後も取り組んでいきたいと考えております。

今後におきましても、本市の実情に合った施策を積極的に講じていくことにより、若者に魅力がある働く場づくりや新たな仕事の創出につなげ、産業の衰退に歯止めをかけるよう引き続き全力で取り組んでまいります。

次に、(1)農業への振興策についてであります。

現在、県の新規就農支援事業である担い手支援事業につきましても、49歳以下の就農希望者が対象となる青年農業者支援区分は国が交付する就農準備資金を合わせて月額15万円となるのに対し、50歳以上が対象となる専業シニア区分は月額12.5万円と、青年農業者支援区分が有利な制度の内容となっております。

議員から御提案がありました対象年齢を拡充した独自の就農支援事業につきましても、本市でも今年度より募集している農業振興分野での地域おこし協力隊制度の活用を拡充していくとともに、他市町村の就農支援策や対象年齢の状況も踏まえながら、支援する品目や交付対象期間、また交付後どの程度の期間、営農を義務づけるかなどの要件設定も含めて検討をしてまいります。

次に、(2)観光施設の再開発についてであります。

ウトコホテルの再開発の見通しについてであります。

新型コロナウイルスの影響を受け、令和2年7月より閉鎖されているウトコホテルは、議員御案内のとおり、世界的なメイクアップアーティストの植村秀氏により整備された、世界のホテル百選にも選ばれたリゾートホテルであります。当該ホテルは、室戸市や高知県東部屈指のリゾートホテルであることに加え、隣接するシレストむろとともに、室戸海洋深層水の魅力を発信する施設として室戸市にはなくてはならない宿泊施設と捉え、民間所有の施設ではありますが、閉鎖直後から再開のための運営者や譲渡先を探してまいりました。

そのような中、他地域でも公設ホテルの再生に成功されている方で前向きに検討していただける方が見付き、施設再開の計画書作成まで行っていただいております。計画の内容は、ウトコホテルのコンセプトを踏襲し、海洋深層水を活用した宿泊施設として、現施設の改修と併せて周辺に宿泊施設を整備して部屋数を追加する内容で、その計画を高知県知事にプレゼンする際には室戸市としても同席したところであります。

その後の進捗につきましては、法的規制の情報提供や現所有者との情報共有などを行っているところでありますが、具体的な所有権移転や施設改修、整備等のスケジュールは固まっておりますが、連絡を密にして取組を推進しております。

当該ホテルは、本市において観光推進の重要な核となる宿泊施設としてだけでなく、海洋深層水のイメージアップやリゾート地としてのイメージアップを図ることができる施設でありますので、今後におきましても関係者との連携を深めて、早期の施設再開につながるよう取り組んでまいります。

次に、民間企業によるトロピカルフルーツ園についてであります。

議員御案内のとおり、市内の民間企業の方より、海洋深層水を活用したトロピカルフルーツ園の整備に関する提案をいただきました。この提案の内容は、観光農園としてトロピカルフルーツの栽培や飲食施設、その他魅力的な観光機能を備える施設の整備により、地域の活性化に加え雇用を創出するといったすばらしい提案でありました。

本市としましても、民間企業の方が施設整備をしていただけるようでしたら積極的に支援したいと考えているところでありますが、基本設計にまでは至っていないと捉えています。また、市が主体となつての事業推進につきましては、法的制約や採算性に加え、財源の確保や運営者の見通しなどの精査をした上で検討する必要があると考えております。

次に、(3)商工業への振興策についてであります。

企業立地促進事業費補助金について、今年度は相談される事業者がいなかったのか、それとも補助要綱等の見直しに時間を要しているのかについてであります。

初めに、今年度の問合せにつきましては数件ありましたが、昨日の議員にもお答えいたしましたとおり、本補助金につきましては、これまでも議会での一般質問などにおいて議員の方々から補助金交付要綱の内容や補助金額などについての様々な御意見をいただいているところでありますので、それらの御意見を踏まえながら、現在補助要件や補助金額などの見直しを

検討しているところであります。

次に、創業、第二創業支援ではなく、個人商店等に対して事業継続を促すような支援が必要ではないかについてであります。

個人商店のような小規模事業者への支援としましては、現在国の制度として販路開拓や生産性の向上を図るための取組を支援する小規模事業者持続化補助金や、県の制度として原油価格、物価高騰等の影響を受けた中小企業者に対し、省エネルギーの推進及び生産性の向上を図るための取組を支援する省エネルギー設備投資支援事業費補助金などにより支援がされているところでございますが、議員御指摘のように、本市での支援についても、今後どういった支援が効果的であるかなど、室戸市商工会や関係機関と連携し協議を進めてまいります。

次に、大きな3点目の本市の医療体制についての(1)室戸診療所についてであります。

室戸診療所の運営体制については、開所当初から、運営する医療法人愛生会と医療スタッフの確保や医師の診療体制について何度も協議を行ってまいりました。この協議の中で、令和5年7月から非常勤医師を雇用し、火曜日の診療や入院患者への夜のオンコール対応を行っていただくことで院長の負担軽減を図ることや医療スタッフの充実にも取り組んでいただくなど、医療体制の改善に取り組んできたところであります。

そういった対策を行ってきたところではありますが、このたび体調不良など一身上の都合により、笹岡院長が退職されることとなりました。診療所開所からこれまでの間、室戸診療所を支えていただいたことに心から感謝を申し上げます。一方、船戸先生におかれましては、体調が回復されたとのことで、本年12月1日からは船戸医師を院長としてお迎えすることになりました。新しい診療体制といたしまして、船戸院長が月、火、木、金の診療、非常勤医師2名が火曜日終日と水曜日の午前をそれぞれ担当されることとするなど、医師を3名体制に拡充し、令和6年4月1日より施行される医師の働き方改革を踏まえ、負担の少ない形で長く勤務していただける診療体制の構築に取り組んでいただいております。

また、入院を一時中止してはどうかとの提案がありましたが、室戸病院の閉院により一般病床のなくなった本市の地域医療対策として入院のできる診療所を整備したものであることに加え、今年度は入院の稼働病床率も増えている状況もありますので、働き方改革を踏まえ、医師やスタッフの勤務時間には十分に配慮を行った上で、入院については継続をしていきたいと考えております。

次に、田野病院との連携についてであります。

室戸診療所に確認を行いましたところ、救急搬送や入退院での患者の相互の受入れなど、協力体制をもって進めているとのことであり、問題はないものと考えております。

次に、(2)佐喜浜診療所についてであります。

佐喜浜地区の室戸メディカルクリニックの診療時間の延長についてであります。

前段の議員にもお答えをいたしました。佐喜浜地区で運営をされている室戸メディカルク

リニックに診療時間の延長について相談をいたしました。医療法人からは、市などからの要望により、週1回、半日ではあるが、診療時間を確保することとした。今後、一定期間、診療の効率化を図っていくとともに、収支状況を見ながら診療時間をどうするのか考えていきたいとお返事をいただいております。

早急に解決をしたい課題ではありますが、当該医療法人の意見も尊重する必要があるため、引き続き診療所の運営方法について協議を行っていくとともに、あらゆる手段について検討を行い、佐喜浜地区の地域医療体制の充実に向け取り組んでまいります。

次に、コミュニティーバスの運行について、利用者に寄り添った運行内容の見直しも必要ではないかについてであります。

佐喜浜地区内におきまして、コミュニティーバスむろはび号は、火曜日に佐喜浜線、金曜日に入木線の2路線を運行しております。議員御案内のとおり、佐喜浜診療所の診察日の金曜日には入木線を運行しており、山口地区から入木地区にかけて広く運行ルートを設定しており、多くの方に利用していただけるよう努めているところであります。

しかしながら、まだまだ利用者数も少ないことから、議員御指摘のとおり、利用者に寄り添った運行内容の見直しは必要だと思っております。これまでも、利用者や地域の方々からの御意見をいただき、運行ルートなどの見直しを図ってきたところでありますが、今後におきましても、地区別意見交換会を開催するなど、利用者や地域の方々から御意見をいただきながら、可能な限り運行ルート及び運行ダイヤ等の見直しを図ってまいります。

私からは以上であります。副市長及び関係課長に補足答弁をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（町田又一君） 田渕人権啓発課長。

○人権啓発課長（田渕由加君） 久保田議員に、大きな1点目、不当要求行為等への対応についてのうち、公務員は市民の奴隷だろうがという奴隷だろうがという職員の人権を無視したような発言は人権問題的な発言ではないかという御質問についてお答えいたします。

広辞苑によりますと、奴隷とは人間としての権利、自由を認められず、他人の支配の下に様々な労務に服し、かつ売買、譲渡の対象とされる人と書かれています。この意味から、奴隷という発言は、人としての権利や尊厳が尊重されておらず、人権を侵害し、相手の人格を著しく不当に傷つける言葉であり、誰に対しても発言してはならないと考えます。以上でございます。

○議長（町田又一君） 黒岩副市長。

○副市長（黒岩道宏君） 久保田議員に、大きな1の2点目の不当要求行為等対策委員会の開催は行ったかについてお答えします。

現時点で委員会の開催は行っておりませんが、所属長を通じ報告があった案件につきましては、職員が萎縮することにより今後の適切な業務執行に支障を来すおそれのある重大な問題で

あると認識をしております。そのため、最初の報告を受けた後、次の課長会でほかに事例がないか全課長に呼びかけをした上で、報告があった課の所属長や担当職員からの事情聴取の実施、市長への報告、総務課長を交えた対応方針及び事後措置の協議を行い、市長から直接、議長、副議長に対しまして御相談をさせていただくこととしたところであります。

また、委員会の開催につきましては、なるべく早期に開催し、今回の案件の検証を行うとともに、今後、不当要求行為等があった場合、疑いのある行為があった場合の対応について再徹底を図ってまいります。またあわせて、警察等による職員研修なども計画してまいります。以上です。

(発言する者あり)

○議長（町田又一君） 私語は慎んでください。山崎産業振興課長。

○産業振興課長併農業委員会事務局長（山崎 桂君） 久保田議員に、大きな2点目の(1)農業への支援策についての2点目の園芸用ハウスの利活用についてと、3点目の吉良川千両の施設修繕に対するの支援について私からお答えいたします。

現在市内に設置されている全ての園芸用ハウスの総数や個々の使用状況は把握できておりませんが、農業共済組合の保険である農業共済に加入している園芸用ハウスは209棟となっております。議員からの御指摘のとおり、これまで営農されてきた方の高齢化や後継者の不在等により、今後使用されなくなる園芸用ハウスが増えていくことが予想されます。そのため、これらの使用されていない園芸用ハウスの利活用対策は重要であると考えております。

今後におきましては、高知県農業協同組合などと連携し、使用されていない農業用ハウスの数や状態を調査し、必要な取組を行ってまいります。

次に、吉良川千両の施設修繕に対するの支援についてであります。現在、吉良川の西山地区において9名の方が千両の生産を行っているところであります。販売額としましては、令和4年度の系統出荷分として6,800万円を計上しております。議員御案内のとおり、千両は正月に一定の需要が見込まれることから、西山地区においてカンショに並ぶ有望な品目であり、昨年より千両栽培を開始した新規就農者の経営拡大にも大きく役立っているところであります。

千両を栽培するためのハウスの多くは、平成初期に導入されたものであり、現在老朽化が進んでおります。特に、被覆資材である竹製のすのこについては、今年度の価格が令和元年度に比べ約3割高騰していることから、生産者がその更新に苦慮されているということをお聞きしております。また、安芸農業振興センター室戸支所とともに代替品についての検討も行ってまいりましたが、今のところは竹製のすのこが千両の生産に最も適しているとの結論に至っております。そのため、今後も千両の産地を守っていくために、被覆資材の購入費用の一部を補助することについて、またその他の施設園芸用ハウスの被覆資材につきましても高騰していることから、それらを含めた支援策を検討してまいります。

○議長（町田又一君） 澤山保太郎君の議事進行発言を許可いたします。澤山保太郎君。

○7番（澤山保太郎君） 久保田浩議員の一般質問の中、冒頭でパワハラ問題というか、不当要求事件としていろいろ挙げられております。

これらのことについては全て、これは質問の中でもありましたが、伝聞証拠に基づくものであって、客観的な双方の言い分を聞いた上での質問ということにはなっていないわけで、伝聞証拠というのは、当事者のうち一方だけの話を聞いて、それで他方の人を罪につける、裁判にかけるというようなやり方なんだよね。一方的にどこそこの山に誰それが入り込んでシキビを盗んで売っておったと、そういうようなことを誰かが言うたからというて、その証言を基にして人を逮捕することができるのか。そんなことは到底できないわけ。伝聞証拠で人を捕まえたり罪にすることができるんだったら世の中真っ黒になるわけで、権力持つとる者の勝ちだということになるわけだ。だから、双方の意見をちゃんと聞いて、その上で判断するというのは当たり前のことなんだよな。職員から話を聞いたというだけでそういう事件があったかのように、人を追及、個人攻撃するようなことをすべきじゃない。あなたがやったように、実際に働いている勤務中の公務員に襲いかかったりして、あなた福祉事務所で暴力事件を起こし……。

○議長（町田又一君） 澤山議員、穏やかにお願いします。

○7番（澤山保太郎君）（続） そういうものは客観的事実なんだ。パワハラ最大のものは、厚労省の類型によると肉体的な暴力なんだ。あんた自分のことを考えて言わないかんぞ。

2つ挙げられておったんですが、一つは債権機構での事件と、それからもう一つは福祉事務所の事件なんだよな。債権機構で何か紙の束か何かを喉元に突きつけてけがさせようと、傷害事件が起こるようなことをやったというような、そんなことを言うようですが、そんなことあり得るはずがないんだよな。債権機構でもらってた書類は、二、三枚の債権機構の条例なんだ。二、三枚の条例を、テーブルを挟んで対峙しとるわけや。付添いしていた女性がおるわけよね。この女性が非常に貧しい生活をしてる、家賃が払えないということで債権機構にかけられたのよ。どうにかならんかという相談で私は付添いに行とるわけよね。その人は職員と正面に座ってて、わしはその傍らに……。

○議長（町田又一君） 澤山議員、簡潔にお願いします。

○7番（澤山保太郎君）（続） え。

○議長（町田又一君） 簡潔に。

○7番（澤山保太郎君）（続） 簡潔にというて、いろいろ言いたいことあるけど、簡潔。

そういうようなところで、紙切れ、紙切れというか二、三枚の条例を、規則にそんなことはないと言うからね、規則にあるじゃないかと言って私は突きつけたんだ。しかし、テーブルがあるから、テーブルの真ん中あたりまでは手が届くけど、それ以上には手の届きようがないじゃないか。債権機構では、事情があつたら安芸に行かなくてもこちらへ戻すということではできると。戻したら1回につき十数万円が助かるわけよ。払わんでもええんだから。しかも、本人は支払いについてちゃんと計画どおりに支払ってたんだ。それじゃ足らんからということで債

権機構にかけられたんだ。それを何とかならんかという相談に来てるわけ。払えるような状況ではないと言ったら、職員がどういうふうに言ったかいうたら、あなたの生活は室戸市が保障してるじゃないかと、こう言ったんだ。その人、生活保護ももらってないし、市から仕事ももらった覚えも全然ないんだよな。だから、奈半利とか安田に行ってパートで働いて稼いどる。自分の家賃が滞ったんじゃないんだ。息子が大けがをして払えなくなった、その滞納分を負担してるわけ。だから、安芸まで行かなくても室戸でちゃんと支払い計画を立ててくれたら、そのとおりやりますと言ってるんだ。そういう訴えをしたら、それはできません、規則にありませんと言うんだ。私が債権機構の条例を、ここに書いてあるやないか、事情があったら戻すことができるじゃないかと、こういうふうに書類を見せたわけだ。

○議長（町田又一君） 澤山議員、議事進行内容、もう少しまとめて発言してください。

○7番（澤山保太郎君）（続） はいはい。それから、福祉事務で職員が自宅へ行くべきだというふうに発言したと言ってるんだよな。それが問題だと。しかし、生活保護法には自宅で保護を行うと書いてある。はっきり書いてあるんだ。以前は室戸市においては、生活保護を支給するのにこの市役所に並ばせておったんだ、ずらっと。寒い風が吹いてる中でも並ばされて、人目につくように、あたかも懲罰を与えるかのようなやり方をしてきたんだ。しかし、生活保護は自宅でやりなさいと書いてあるんだ。だから、私はそれを、私が最初に議員であったときに、支払いは全て銀行振込、郵便局振込をすべきだということによって変わったんだ。東洋町もそうだ。振込口座を持ってないところには、職員がお金を持って自宅へ行って渡すということをやってきたんだ。それが生活保護法の基本的な姿勢なんだ。はっきりうたわれとるんだ。

○議長（町田又一君） 澤山議員、福祉事務所の……。

○7番（澤山保太郎君）（続） 役場へ来なさい、どこそこへ来なさいというような……。

○議長（町田又一君） まとめて発言してください。

（発言する者あり）

○7番（澤山保太郎君）（続） ちょっと教えたらんと、答えにならんやないか。公僕、市の職員は奴隷であるという、そういう直接的なことは言うてないんで。公務員は全て公僕である。吉良川の公民館に大きく公僕という扁額が載っとるんだ。中学のときからわしはそれを見てきとるけど。公僕というのは公のしもべなんだ。そういうことは発言したけど、おまえら奴隷だぞと、そんな発言するわけがないやないか。伝聞証拠だけで物事を判断すべきじゃないんだよ。

それから、福祉に行ったのは、羽根保育所の保育園児に布団を持ってこいと言うんだよな、毛布とか布団を持ってこい。しかし、貧しい人はそんなもの用意できないじゃないかと陳情に行ったわけ。そして、生活保護に関するいろんな国のガイドラインなどを調べてもろうた。一緒にその書類を見たら、これは保育園が用意すべきものであるとって厚労省かどっかのガイドラインに書いてあるんだよ。保護者が負担せえということにはなってないんだよな。今は

どうなってるか知らないけどね。

(発言する者あり)

○7番(澤山保太郎君) (続) そして……。

○議長(町田又一君) 澤山議員、まとめて簡潔にお願いします。

○7番(澤山保太郎君) (続) 児童遊園地のことにも陳情に行ったんだ。児童遊園地が羽根にあるんだけど、いつの間にかゴルフ場にされてんだ。造成されてんだよな。子供が入っていったら、もう犬か猫のように追い散らされるというんだよな。一体これどないなっとなるんだということ、福祉事務所に担当だから話しに行ったんだよ。これどういふに対処されたか知らないけど、そこに課長がおるけど。何ら大声を立てたり職員を愚弄したり、そんなことではないわけだ。

○議長(町田又一君) 澤山議員、議事進行に沿った発言に戻してください。

○7番(澤山保太郎君) (続) だから、そういうふうな事情をきちっと双方から聞いてパワハラであるかどうかを返答し、質問すべきなんだよ。あなたがやったような暴力行為はそれでも許されてきたんだ、この室戸市役所は。そこに座つとること自体がおかしな、刑務所に入るべき立場じゃないのか。こういうふうな伝聞証拠に基づいて人を非難したり、羽根の山に入ってシキビを盗んどったと言って、ビラを作って僕のところに持ってきた人がおるんだ。現職の議員が泥棒してるんだと言うて。そんなこと僕が乗りますか。記事にできますか。伝聞証拠などというもので人を非難するようなことをすれば、こっちがやられちゃうわけや。そういうふうなことがありますので、客観的事実に基づかないような一方だけの話を聞いて事件をでっち上げるようなことをしないでほしい。執行部もそのような観点で対応してほしいと思います。以上。

○議長(町田又一君) 澤山議員、ただいまのは議事進行発言でよろしいですか。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○議長(町田又一君) 山本賢誓君の議事進行発言を許可いたします。山本賢誓君。

○11番(山本賢誓君) 議事進行発言ですけれども、久保田議員の一般質問は、こういう事例があるから不当行為防止等の委員会を開いて検討してくださいという趣旨です。頭から片方だけの意見を聞いてということではありません。当然、不当委員会が開ければ双方の言い分を聞くと、そういう状況が生まれますから、そのときにちゃんと説明をしたらいいという思いがあります。以上です。

○議長(町田又一君) 久保田浩君の2回目の質問を許可いたします。

○1番(久保田 浩君) かなり脱線しましたけれども、2回目の質問をさせてもらいます。

まず1番目については、これ以上話ししてもらちが明かないと思いますので、その辺はゆっくりと虎視たんたんとやっていただきたいと思います。

2番目の産業振興の関係なんですけれども、積極的に支援していただけたらと本当に思いま

す。ただ、答弁の中で何回かありましたけれども、僕の質問でもありましたが、今結構、農協、漁協というのは統合されて、以前と違って、室戸市役所以上にもう大きな組織になっています。ですから、農業者、漁業者の意見とか要望、以前よりもなかなか吸い上げれてないと思いますんで、できれば積極的に、以前、農協、漁協が担っていた営農部分であったり漁業指導とかそういった部分に対して、市が代わってやるようなつもりでやっていただきたいと思います。その辺のことだけをお答えしていただきたいですね。あとは特にはないです。どうかその辺を力を入れてやっていただくというようなことを市長に聞きたいと思っています。以上です。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 久保田議員の2回目の質問にお答えをさせていただきます。

産業振興の観点から、農協、漁協が統合したことによって現場の声が吸い上げられにくくなっているのではないかとということで、市のそうしたことへの支援の強化をして、しっかりと現場の声を反映できるようにしていかなければならないんじゃないかという御指摘でございますが、そのとおりだと思います。漁協の面も、農協の面もそうした現場の声からのいろんな意見を行政のほうにも上げてこられておりますし、私自身もふだんの政治活動の中でそうした意見も聞きますので、担当課とも連携を深めさせながら、しっかりと現場の声が組織の上層部に上がっていくように頑張っていきたいと思っています。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（町田又一君） これをもって久保田浩君の質問を終結いたします。

健康管理のため11時25分まで休憩をいたします。

午前11時8分 休憩

午前11時22分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

傍聴人の方、静かにお願いします。

ここで皆様に御報告いたします。

山本賢誓君から、質問項目大きな1、市政運営全般についての(8)議員による市職員へのハラスメントの防止策についてにつきましては、取り下げる旨の申出がございましたので、御報告いたします。

山本賢誓君の質問を許可いたします。山本賢誓君。

議場の皆さん、静かにしててくださいね。次はもう退場していただきます。

○11番（山本賢誓君） 11番山本。12月定例会において一般質問を行います。

まず質問に先立ちまして、初日、開会日の質疑の中で私が不適当な発言をしたと思っておりますので、おわびを申し上げます。

それでは、質問事項に入ります。

まず1番、庁舎問題についてお伺いをいたします。

庁舎問題については、移転か耐震かの議論が繰り返されており、市民の方々から市長と室戸市議会は何をやっているんだと怒りの声も聞こえてまいります。早期の決着をつけることに何の問題もないと思いますが、先延ばし姿勢が市民の方々から批判を受けるという最大の原因にもなっているのではないかと思います。今の議会は、新築移転派6名、そして移転反対派が6名となっていますけれども、議長を除けば反対派が議会の議場の中では過半数で、移転反対の議決が全て決定するという情勢となっていることは明白であります。

市長は来年の7月に新築移転の予算化を計画とのことでありますが、それも当然否決はされます。それから、問題が長期化するにつれて、庁舎問題に絡んで反対派内部からうその中傷記事がちまたに配布をされております。市長派に寝返った、裏切ったとかそういう根も葉もないうその内容の新聞がまき散らされたことに大変迷惑をしております。怒りの電話も何度もいただきました。反対派のメンバーは誰一人そういったことはないし、住民投票の意思に従って行動しているということを御了承願いたいと思います。

話は戻りますが、市民の期待に応えようとする議員が多数を占める中、市長が早期の行政判断をすれば賛成、反対の議会内の不健全な対立も解消されます。市長の早期の決断が室戸市行政の業務を健全な方向に進展さすのだということを、市長は理解すべきだと思います。新築移転の考えはもうやめるべきだと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、先日、本庁舎耐震補強改修工事等委託業務の説明会を行うとの文書が届きましたが、市長が新築移転の姿勢を崩さない中、この件について話すなどは無駄な労力と無駄な時間を使う必要はないと私は思っております。文章内容から見れば、想像ができないような計画がちりばめられ、以前、計画については議会と話し合うとした方向性がすっぱり抜けているように思います。私は一貫して、耐震補強工事と津波対策は積立金の範囲内でやれるような工法、設計内容にすべきだと主張してまいりましたが、これはあまりにも乖離し過ぎる内容だと思います。しかし、この内容を考えてみますと、もしこのような設計内容を進めるようであれば、新築移転工事は全く必要でないということが言えます。

市長は、判断のしようがないこのような問題を議会に突きつけるのではなくて、新築移転は完全否決される状況において、現庁舎での耐震と一部増設、長寿命化工事一本に絞り、30年、40年後に庁舎問題については検討することを後世に譲り渡す姿勢が必要だと理解すべきではないかと思いますが、どう考えるのかお伺いをいたします。また、この件に関して議会との協議の場まで持っていくのか、お聞きをします。

2番、議員によるハラスメントの全容についてであります。

本年9月に、執行部から議長、議会事務局宛てに、議員によるパワーハラスメントがあるとしてその内容が列挙された文書が届き、この問題について議員総会が開催をされました。文書の内容は、驚くべき事例が書かれており、見過ごすことはできない内容でしたが、議員総会で

ははっきりした結論が出なかったということでありました。

執行部提出のこの文書はマル秘文書扱いでもなく、公表されたということでもあります。それに列挙された内容には議員倫理のかけらもない、ひどいと言いたいA議員の発言が職員に対して行われており、議会对応が必須だと私は理解をしました。

今からの発言は、他自治体の議員による職員へのハラスメントの行為に対する判断基準を参考とさせていただきます。

それによると、議員と職員は一般的な意味では職場とは言えませんが、職員から見た議員は、住民から選ばれた代表者であり、公務を担う立場から尊重すべき関係にあり、その発言には影響力があり、事実上従わざるを得ない関係になりがちである。議員間の関係は、それぞれ主義、主張は違っても、お互い市民の福祉向上のために議論し合ってるから、その議論の場は広い意味で職場と言える。こういった判断があります。私も、広義の解釈として、自治体と議会の一体性の観点から、職場であるというふうに解釈したいと思います。

執行部の意見も、議員による問題でもあるからと、議会对応を求めてきた事実があります。この問題を議員として、議会として捨てることは絶対にいけないという強い思いがあります。

そういった観点から11月に臨時議会開催を求め、私と竹中真智子議員、久保田議員の3名で議員によるパワーハラ問題特別調査委員会の設置を議会に求めました。

この中では、久保田議員、竹中真智子議員が賛成討論、澤山議員以下が反対討論を行い、採決の結果、賛成3人、反対8人という、私にすれば驚くべき結果となりました。当事者が反対するのならともかく、8人もの反対があるとは想像できなかった現実であります。

議員による職員に対するパワーハラスメントという執行部から議会に提出されたひどい内容については、全議員が承知をしているはずであります。その内容を知りながらパワーハラスメント行為そのものも何もしなかったことにしようとした、市議会のすばらしい寛容姿勢には全く納得のいかないものであります。

室戸市議会議員倫理条例には、議員は市民全体の代表者として市政に携わる機能と責務を深く自覚し、市民の信頼に値する高い倫理的義務に徹しとあります。また、議員は、市民の代表者として、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎みともあります。

この、ハラスメントをしたと思われるA議員、またこの疑惑を調査しようとした特別調査委員会設置に反対した8人の議員たちの胸のうちはどうだったんでしょう。私には分かりません。

このパワーハラスメント事例が報告された時点で、市議会は自らの倫理観を基に、室戸市職員を守っていくということも私たちの仕事の一環であるということを理解すべきではなかったかと思えます。

議会内部でのことばかり言ってもいけませんけれども、市民の方々にも実情を知っていた

だいて、我々の判断がどうなのかということを考えていただければと思います。

質問として、このハラスメント事例文書の取扱いについては、何度も副市長には確認をしておりますが、再度お聞きをいたします。

これは、議会等に対する公表文書だと理解をしていいのかどうか。

それから、追加質問、簡単ながですけど、答えられれば教えてください。この文書は非公開とする秘密文書扱いだったのかどうかお聞きをします。

それから、執行部のほうからパワーハラスメント事例を全て報告をしていただきたい、そういうふうに思っておりますけれども、恐らく執行部はそういったことはできないと思いますから、その事例について私のほうから読み上げてみます。

ほとんどが久保田議員と同じ内容、当然同じ内容でありますけれども、その中身は、まずこれはA議員の発言です。大声を上げる。丸めた紙を手に持ち、机をたたいたり、職員の首元へ突きつけたりした。終始、職員をおまえと呼ぶ。職員が説明をしていると、うるさい、黙っとけ、でたらめなこと言いやがってとの発言もあったそうであります。それから、相談内容に応じて職員が説明すると、これは議会で問題になるぞと、そういったことも大きな声で言っているということでもあります。また、発言を取り消さないというふうに回答すると、するかしないかは市長が決めること、おまえが決めることじゃないといったことも報告されております。

また、A氏は、公務員は市民の奴隷であるということも言っております。

それから、保育園に対して布団を支給するように言え、本人負担をさせて飲まず食わずの生活を強いるのか、価格高騰に対する給付金を使えなどと職員が言うべきではない、お前たち職員は首だ、辞めてしまえというような発言があったそうであります。そして、生活保護歴の長い受給者に対して支給ができない旨を告げると、支給されずに死んだらどうするんだ、責任を取れるのか、市から支給するように市長に言えと、こういった事例が報告されております。

この発言事例に対して市民の皆さんはどう感じるのでしょうか。こういった行為が常習的に行われていた可能性も否定はできないということでもあります。

また、今ここで解決しないと、今後も同じことが繰り返されるおそれがあります。被害者は誰だと思いませんか。市の業務に影響が生じると思いませんか。市民の皆さんはよく判断をしていただきたいと思っております。

3番、議員によるハラスメントの全面否定についてを質問いたします。

このA議員は、ハラスメントの、先ほど読み上げたものを全面否定をしております。そして、全面否定をした否定文書を作成して室戸市内にまき散らしております。その内容を一部紹介をいたします。山本賢誓議員ら臨時議会開催要求、事実無根の議題、11月13日開会決定。この中で、私たちは今までA議員、A氏という表現を使ってきましたけれども、この中で本人が澤山議員にという、自分で名前を出しておりますので、この部分に関しては澤山という名前を使います。

澤山議員に対するパワハラ疑惑についての調査特別委員会設置案、山本提案、竹中、久保田共同提案。議会では、パワハラ事件については根拠がないということで終わっている。出回った怪文書は議会事務局によって回収、破棄された。また、総務課長はパワハラではないと言明をしている。事実無根でもって、澤山を議会から追放しようという山本賢誓、久保田らの策謀であり、このようなでたらめな策謀には裁判所への提訴及び議員リコールで対応する以外ない。山本、久保田らの策謀というふうに言われておりまして、大変心が痛い思いもします。それから、澤山は市民から要請があった場合、市役所に市民と共に出向くが、その場合、市民が職員からパワハラを受けないように同席する場合があったということも書いております。

そして最後には、山本賢誓による澤山への議会活動の露骨な妨害について、既に1件高知地検へ提訴しております。そういったことです。

ということですから、疑惑行為をしたと思われるA議員の主張であります、今読み上げた文が。もういいかげんにしてくれと思いますけれども、この主張は、市民新聞あるいはチラシ等で多くの市民の目に触れ、市民の中には、議員のハラスメントなんてことはうわさの域で、そういう行為はなかったと信じているのではないかとも思われます。

実際の執行部からの報告事例とA議員の主張との違いは整理しなくてはなりません。

また、A議員は、臨時会においてパワーハラスメント疑惑調査委員会が議決されれば議員としての身が危ないと感じてか、調査委員会設置に賛同する議員の後援会等に複数人で押しかけ賛同から外れるように、そういった圧力行為もしたことが確認をされております。

質問事項は、事実無根について確認しなくてはなりませんから、私が言った全ての主張に対してではありませんが、個々に執行部に確認をしていきたいと思っております。執行部は、事実を正確に答弁を願いたいと思っております。

まず1、議員総会における執行部から提出されたハラスメント事例の文書は怪文書であるとのA議員の主張についてはどう考えるのか、怪文書であれば誰が作成したのかについてお聞きしたいと思います。

それから2つ目、A議員は、市の執行部は9月議会前の議員総会を開く前に既に議員によるパワハラはなかったと言明をしている。そしてもう一つは、総務課長はパワハラではないと言明している。この2つについても、お聞きをしたいと思います。本当かどうかお聞きをします。

それから4番目、A議員は、これら執行部作成のパワハラ事例は事実無根である、これはA議員を山本、久保田が議会から追放しようとするでたらめの策謀である、このようなでたらめな策謀については裁判所への提訴及び議員リコールで対応する以外にないについてですけど、山本、久保田の件については執行部も答えられないと思っておりますので、この執行部作成の文書が事実無根であるかどうかについて、お聞きをします。

それから、5番目であります。

A議員は、市役所に市民と共に出向くが、それは市民が職員からパワーハラスメントを受けないように同席したと言っております。職員の市民に対するパワハラを防ぐために同席したA議員が、どうしてパワハラ問題のど真ん中にいるのでしょうか、私には分かりませんが、室戸市が公表したパワハラ事例と、随分乖離をしておりますので、どういう理解をすればいいのかお聞きをしたいと思います。また、A議員が言うように、職員が市民にパワハラを行うような事例があるのかもお聞きをいたします。

大きな4番目、ハラスメント行為に対する室戸市の姿勢についてお伺いしたいと思います。

今回の事例は、議員絡みということで、執行部の方も随分と悩まれたと思います。4月、6月に起きたこの事件に対して、庁内で検討もされたことは理解できますが、9月の議員総会開会まで事態を長引かせ過ぎたのではないかとともに思います。なぜなら、このA議員は常習的な部分もあるのではないかと見受けられますし、何より大事なものは、執行部がこうした圧力発生から、早急に対応して職員を守るという一番大事な観点が抜けていたということであります。被害を受けた職員の中には、大きな心の傷を受けているというふうなことも聞いております。長引けば長引くほど、職員の方々には精神的な圧力となり、姿を見るたびに萎縮をしてしまいます。そうなれば、職務に悪影響が出るということを執行部は判断すべきだったと考えます。対応ができなかった部分を今さら言っても仕方ありませんが、今後に対しての貴重な教訓になったと思います。対応が遅くなり過ぎたということを念頭に、今後の対応について御答弁を願いたいと思います。

次に、5番目、室戸市不当要求行為等への対策に関する要綱の活用について。これは先ほども久保田議員が一般質問でも取り上げましたけれども、私も取り上げてみたいと思います。

この要綱は、外部からの不当要求行為等に関して適切に対処し、もって職員の安全と事務事業の円滑かつ適正な執行を確保するためとあります。今回の事件について、明らかに不当請求と思われる事項が含まれていると私は思っております。室戸市は毅然たる態度でこの事件に対応しなくてはなりません。たとえ相手が誰であろうと、室戸市役所の内部秩序を保つためにも、早急に室戸市不当要求行為等対策委員会を立ち上げるべきだと思います。この要綱において不当要求行為とは、次に挙げるものをいいます。

まず、第2条1項、暴力行為。第2項、脅迫またはこれに類する行為。4項、粗野または乱暴な言動により他人に嫌悪の情を抱かせる行為。正当な手続によることなく、作為または不作為を求める行為。7項として、前号に掲げるもののほか、市の施設等の保全及び秩序の維持並びに市の事務事業の執行に支障を生じさせる行為等であります。

一項一項についての質問はしませんが、このA議員の発言や行為は多くの項目で該当するのではないかとともに思います。委員会を設置すれば、第4条に規定するとおり、1、不当行為等に関する事実関係の調査及び実態把握。2、不当要求行為等に関する市長への報告、関係機関等との情報交換及び連絡調整。3、警察庁、その他関係機関との協議。4、不当

要求行為等に関する対応方針及び事後措置の協議検討というものが列挙されております。

また、順序が逆になりますけれども、この不当要求行為等の委員会設置の前提として、第5条があります。その中の1、職員は、不当要求行為等を受け、または不当要求行為者等に関する事例を知ったときは室戸市不当要求行為等対応マニュアルに従い対応するとともに、直ちに所属長に報告しなければならない。2番、所属長は、所管の職場において不当要求行為等が発生し、またはおそれがあると認めるときは、直ちに警告、退去命令もしくは排除、または警察への通報等必要な措置を講ずるとともに、速やかに不当要求行為等発生連絡票により委員会に報告しなければならないということがあります。この委員会は、常設であると思います。要するに、不当要求等の事例を所属長が確認し、委員長に報告すれば、自動的に動き出す組織ということであります。

今回の事例案件にある4月から6月にかけての報告事例があるわけですが、個々の案件について室戸市不当要求行為等対応マニュアルに沿った対応ができていたのかが焦点になります。

執行部は今回のハラスメント事例に関して、経験もない取組になろうかとは思いますが、室戸市役所の秩序維持や、市職員の精神や事務事業の執行に支障を来さないがための必要な措置、すなわち不当要求行為等対策委員会の始動をこの場で表明すべきではないか、お聞きをいたしたいと思っております。

次に、大きな6番であります。

議員のハラスメント疑惑に対する、第三者委員会の設置についてを質問します。

執行部から提出されたA議員によるパワーハラ疑惑文書による対応は、室戸市議会では完全に破壊、爆発、沈没しております。議員が絡んでいるというのに、議員が、議会が何もしなくてという結果を市議会で決定したわけですから、執行部も、市議会相手に対応を委ねるといことはもうこれ以上できなくなったということでもあります。

しかしながら、議会が容認したからといって、A議員のパワーハラ疑惑の事実は決して消えるわけではありません。その事実に対して、議員として逃げるという選択肢は不必要であるし、3人しかいない議員でも、真摯に対応する以外に市民の方々からの信頼は得られないと考えます。

こういった結果を私たちは大変憂慮したことから、市議会を相手にしたらパワーハラ問題は消えてなくなるということではいけませんから、11月中旬に3人の議員、竹中真智子議員、久保田議員、私と3人で、副市長に対して第三者委員会設置要望書を提出しております。

その内容は、植田市長様、議員によるパワーハラ疑惑に対する第三者委員会設置要望書であります。記述として、室戸市から室戸市議会に提出された議員によるパワーハラ疑惑に関しては、室戸市議会が積極的に関与する方向性には至らなかった。しかしながら、記述されたパワーハラ疑惑内容は室戸市職員に対しての著しい人権侵害が見受けられる内容であり、室戸市職員を守るためにも早期の解決を求めなければならない。植田市長

以下が積極的にこの問題に関与し、職員の人権を守ることが今も求められていると考えるところから公平公正な結果を求める、第三者委員会の設置を要望するものでありますとして提出をしました。

私も最初から、あるところへも相談もしましたが、本来なら第三者委員会設置が世の道理にかなうことは考えておりましたが、執行部がまず議会に助けを求めてきたことから、議会对応すべくを優先として、調査委員会設置からスタートしましたが、スタートから転んでしまいましたので、次のステップへということでもあります。

市議会が今後対応するとなれば、第三者委員会設置が決定されて以降ということにはなろうかと思えます。懲罰委員会や、室戸市議会倫理委員会の設置等が考えられます。

第三者委員会設置においては、弁護士や学識経験者のメンバーで公平公正な結論が導き出せると思えます。こうした室戸市を揺るがすような事件を何もせずに放置することはできない、するべきではないと強く思えます。執行部の毅然とした姿を見せていただきたいと思えます。さきに質問した不当要求行為等に関する委員会では警察、その他機関との協議、第三者委員会ではパワハラ認定作業と、どこかで重複する場面も想像できますが、とにかく執行部のしっかりとした態度が、大げさではなく、室戸市と職員を救える唯一の道であろうと思えます。第三者委員会設置について、設置するか否かについての答弁をお願いしたいと思います。

それから、7番目、議員のハラスメントによる市職員への影響についてであります、これは執行部のほうで何かあれば、答弁してください。

以上で1回目の質問を終わります。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○議長(町田又一君) 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長(植田壯一郎君) 山本議員にお答えいたします。

まず、(1)庁舎問題についてであります。

早期に行政判断をし、新築移転の推進の考え方はもうやめるべきと考えるが、市長の見解を聞きたいについてであります。

庁舎整備は、市民にとって最も重要なテーマの一つとなりますことから、より慎重な判断が求められると考えております。庁舎の耐震化か、高台移転かの判断は南海地震における津波対策と事業費の問題に絞られつつあるように思いますが、事業費につきましては今回の耐震化した場合の概算費用算出委託業務で算出されますことから、一定判断ができるものと考えております。

しかしながら、津波対策につきましては、議論が分かれるところではありますが、私には市民の命を守る、職員の命を守る責任がありますので、そのことが今回の庁舎整備の鍵になると捉えております。

11月6日に行われた佐藤光一氏の防災講演会や東北地方を視察してきた職員の報告を聞きま

すと、現庁舎に耐震補強と考えられる津波対策を行ったとしましても、万全の対策となるのか、やはり疑問を感じざるを得ません。私のところには、命はお金に代えることはできん、津波の来るところに庁舎を置いて市民の命を守れるのか、職員の命を守れるのかとお叱りの声も多くいただきますし、高台移転を早く推進すべきだとの要望もたくさんいただいております。議会においてもその判断は拮抗しており、住民投票の結果だけをもって耐震化に決めることはできないとの見解であります。津波対策にどのように取り組むことが市民や職員の命を守る対策になるか、財源的にどうかなど議論を深めて結論を出したいと考えておりますので、御理解のほどをよろしく願いをいたします。

次に、現庁舎での長寿命化工事一本に絞り、庁舎問題の検討は後世に譲り渡す姿勢が必要だと理解すべきと思うが、どう考えるかについてであります。

議員御承知のとおり、南海トラフ地震は今後30年間に70%から80%の確率で発生し、市役所本庁舎においては最大で3メートルの津波が襲うと予測されております。このような状況において、市民の命を守るため、市としては地震対策はもちろん、津波対策にも万全を期す庁舎の整備が早急に行われる必要があると認識しておりますので、現在進行している概算費用算出委託業務の結果を踏まえて、早期に最終判断をしていきたいと考えております。

次に、(2)議員によるハラスメントの全容についてであります。

執行部から議長、副議長及び議会事務局にお渡しした文書につきましては、執行部としましては秘密文書の扱いとはしておりません。

次に、(3)議員によるハラスメントの全面否定についてであります。

先ほど申し上げました文書の内容につきましては、担当課からの報告を基に作成をされたものであるため、事実無根ではございません。議長、副議長への相談内容は、市民に同席した議員の対応に職員が苦慮しているもので、議会として何か対応していただけないかとの趣旨であります。

これまで、市民に対する職員のパワハラ事例の報告はありませんが、職員の対応に対する苦情をいただくこともありますので、そうしたことがないように、日頃より職員への指導を徹底しております。

次に、(4)ハラスメント行為に対する室戸市の姿勢についてであります。

今回の案件につきまして私が最初に把握をしましたのは、福祉事務所長から相談を受けた6月頃であったと思います。その後、他部署でも同様の事例がないかの確認や、関係職員への聞き取りを行った後、8月に議長、副議長に相談をさせていただいたものであります。

今後の対応につきましては、精神的にショックを受けている職員のケアに努めるとともに、不当要求行為等に対してはマニュアルに基づき毅然とした対応を行ってまいります。

次に、(6)議員のハラスメント疑惑に関する第三者委員会の設置についてであります。

議員と執行部の関係性において、市長が設置した第三者委員会が議員が行った行為を調査

し、ハラスメントの認定を行うことはいかかなものかという思いから、現時点では第三者委員会の設置については考えておりませんが、議員から御指摘、御意見もいただきましたことを伺いながら、再度、検討してみる必要性も感じているところであります。

しかしながら、できることなら議会における第三者委員会の設置と調査を行っていただければと考えております。

次に、(7)議員のハラスメントによる市職員への影響についてであります。

今回のことに限らず、議員を含めどなるなどの行為に対し、不快な感情や恐怖心を抱いたり萎縮する職員は多くいると思いますので、今後は、職員を守るという観点から、こうした思いをする職員が出ないように、組織としてしっかりとした対応を行ってまいります。

私からは以上であります。副市長及び総務課長に補足答弁をさせますので、よろしく願いをいたします。

**○議長（町田又一君）** 執行部の答弁中ではありますが、昼食及び健康管理のため午後1時10分まで休憩をいたします。

午後0時1分 休憩

午後1時8分 再開

**○議長（町田又一君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。濱田総務課長。

(発言する者あり)

**○議長（町田又一君）** いや、まだ答弁が。

(発言する者あり)

**○議長（町田又一君）** 濱田総務課長。

**○総務課長併選挙管理委員会事務局長（濱田亮士君）** 山本議員に、(3)議員によるハラスメントの全面否定についての御質問に答弁いたします。

まず、議長、副議長に相談させていただいた際にお渡しした文書の作成者でございますが、担当課からの報告を基に、私が作成したものでございます。

次に、執行部が議員によるパワハラはなかったと言明したかどうかにつきましては、執行部としてそうした発言はしていないものと認識をしております。また、私自身も、パワハラに該当するか否かについて、断定をしたことはございません。以上でございます。

**○議長（町田又一君）** 黒岩副市長。

**○副市長（黒岩道宏君）** 山本議員にお答えいたします。

(5)室戸市不当要求行為等への対策に係る要綱の活用について、不当要求行為等対策委員会の始動についてであります。

前段の議員にも申し上げましたように、現時点で開催できておりませんので、早期に開催し、今回の案件の対応などについて検証を行いたいと考えております。また、今後、不当要求

行為や疑われる行為があった場合の対応について、再徹底を行うとともに警察等と連携した研修を行い、所属長が不在の場合の対応などについても徹底するように努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（町田又一君） 澤山保太郎君の議事進行発言を許可いたします。

なお、議事進行に即した内容で発言をお願いします。

（発言する者あり）

○7番（澤山保太郎君） 議事進行発言をいたします。

一般質問をしている方々は、皆、客観的事実に基づいて質問をしておるものでありますから、あなたがやってるような全く事実無根のことをいっぱい並べ立ててやるようなそんなものが許されるはずはないと思うんですが、例えば……。

（発言する者あり）

○議長（町田又一君） 澤山議員。

○7番（澤山保太郎君）（続） 例えば……。

（発言する者あり）

○7番（澤山保太郎君）（続） 黙らっしゃい。

○議長（町田又一君） 議席での私語は慎んでください。続けてください。

○7番（澤山保太郎君）（続） 例えば、私が何かどっかの後援会の人に働きかけて質問をささんようにとか反対に回るとかそんなことを働きかけたけど、私は後援会が誰か、吉良川の人だったら分かるけど、他のところの人なんか全然分かりません。

（発言する者あり）

○7番（澤山保太郎君）（続） 私がそういうふうなことを言うたということ、後援会に工作したなんていうこと、あり得ないことや。

それから、A議員が澤山であることは認めてる、私はA議員がこうこうしかじかのことを言ったとか何とかというのは全部否定しとるわけです。そんなことを認めたはずはありません。

（発言する者あり）

○7番（澤山保太郎君）（続） うるさいな。市政に関係のない個人攻撃を議会上で、あんた、やるべきことか。

（発言する者あり）

○7番（澤山保太郎君）（続） 大体、あんた……。

○議長（町田又一君） 議席でのやり取りはやめてください。

○7番（澤山保太郎君）（続） 議場で議員としてまともなことを言うとのかね。反省してもらいたいよ。

それから、具体的な話で……。

(発言する者あり)

○7番(澤山保太郎君) (続) 議員の権能、権限というかな、議員のパワーよね。

(発言する者あり)

○7番(澤山保太郎君) (続) 議員にパワーがあるとかなんとか言ってるけど、議員には職務権限、職員に対して指導力がない。市長なんかに影響力のある特定の議員が昔はあったわけやね。そういう人は、確かに……。

(発言する者あり)

○7番(澤山保太郎君) (続) パワーを持ってるというふうに見られるわけ。

(発言する者あり)

○7番(澤山保太郎君) (続) 私なんか、そういう市長なんかに対する影響力は全然ないわけです。

(発言する者あり)

○議長(町田又一君) 澤山議員、議事進行発言は議長に対してですので……。

○7番(澤山保太郎君) (続) だから……。

○議長(町田又一君) 議員の一般質問に対してではありませんので……。

○7番(澤山保太郎君) (続) だから……。

○議長(町田又一君) 議長に対しての議事進行発言をお願いします。

○7番(澤山保太郎君) (続) 影響力を行使するというのは、そういう議員はおらんわけや。

(発言する者あり)

○7番(澤山保太郎君) (続) あなたは、そうかもしれんけど。

それから、具体的な事例に入りますけども……。

(発言する者あり)

○7番(澤山保太郎君) (続) 生活保護の問題なんかで福祉事務所に……。

(発言する者あり)

○7番(澤山保太郎君) (続) 何かパワハラがあった。自宅へ……。

(発言する者あり)

○7番(澤山保太郎君) (続) 自宅へ行って保護をなさいとか、そんなことを言うたとか何とか。それは、ある市営住宅に病人の方がおって、年がたって、もう死にかけてるかもしれないというような状況でクーラーがないで苦しい苦しいと言うとると近くの人が私に言うてきたので……。

(発言する者あり)

○7番(澤山保太郎君) (続) クーラーをつけてやったらどうだと言ったら……。

(発言する者あり)

○7番（澤山保太郎君）（続） 何だおまえ。

○議長（町田又一君） 静かにしてください。

（発言する者あり）

○7番（澤山保太郎君）（続） こういうのがパワハラというんだよ。

○議長（町田又一君） 澤山議員、一般質問に対してのあれで、議長に対する議事進行発言ですの……。

○7番（澤山保太郎君）（続） 一般質問じゃない。

○議長（町田又一君） 議員に対してのあれではありませんので……。

○7番（澤山保太郎君）（続） 事実関係を……。

○議長（町田又一君） そこを気をつけて発言をしていただく……。

○7番（澤山保太郎君）（続） 事実関係を言うとするわけよね。

（発言する者あり）

○7番（澤山保太郎君）（続） クーラーをつけてやってくれと言うて、そういうことはできんと言うから、実際に現場へ行って、その状況を見て判断すべきじゃないかと私は言うとするわけよ。それがパワハラか何かはどうしてなるんだよ、それ。

あるいは、債権機構の問題でも、債権機構の職員たちが安芸行こうが高知行こうが、それは構わんわけよ。しかし、市民に市域を越えて安芸へ行け、高知へ行けというような権限はないわけよね。しかも、計画どおりちゃんとお金を支払ってた……。

（発言する者あり）

○7番（澤山保太郎君）（続） そういう人を安芸の債権機構をかけたから……。

（発言する者あり）

○7番（澤山保太郎君）（続） 債権機構から、こっちへ戻してくれと、こう言うたわけよ。

（発言する者あり）

○7番（澤山保太郎君）（続） だから、そのことを市民が訴えたところがやね……。

（発言する者あり）

○7番（澤山保太郎君）（続） そんな決まりはないと言うんだ。

○議長（町田又一君） 澤山議員。

○7番（澤山保太郎君）（続） え。

○議長（町田又一君） 議事進行発言に沿った発言をしてください。

○7番（澤山保太郎君）（続） だから……。

○議長（町田又一君） そうでなければ、議事進行に関係ない発言の場合は、これを……。

○7番（澤山保太郎君）（続） だから、そういう職員の……。

○議長（町田又一君） 澤山議員、聞いてください。

（発言する者あり）

○7番（澤山保太郎君）（続） 職員のパワハラを防衛するのは、市民を防衛するのは議員の職務なんだよ。わざわざお金をかけて安芸まで来なさいと言う権利があるのか。

（発言する者あり）

○7番（澤山保太郎君）（続） ほかにも、特定の有力な議員がおって、昔は、おいこらとかどうか議員に対してでもそういう態度をしようた人もおるんだよ。

（発言する者あり）

○議長（町田又一君） 澤山議員。

（発言する者あり）

○議長（町田又一君） 澤山議員発言途中ですが……。

○7番（澤山保太郎君）（続） だから、そういうふうな……。

○議長（町田又一君） 澤山議員。

○7番（澤山保太郎君）（続） ん。

○議長（町田又一君） ちょっとすみません、聞いてください。議事進行発言に関係のない発言は……。

（発言する者あり）

○議長（町田又一君） 会議規則第58条第2項により発言を中止をさせますので、気をつけて発言をしてください。

○7番（澤山保太郎君）（続） 客観的事実をね。

○議長（町田又一君） 簡潔に、もう述べてください。

○7番（澤山保太郎君）（続） 客観的事実と違うことを議題にすべきじゃないと、こう言っ  
とるわけです。だから、私と一緒にいった人が、これはA議員のことじゃない、私と一緒にい  
た人は市民が大勢一緒に行ってたんだよ。

（発言する者あり）

○7番（澤山保太郎君）（続） 客観的な事実を言うんだったら、その市民らに話を聞かない  
かんじゃないか、一緒に参加してたんだから。本人に、もちろん聞かないかんし、一方的な話  
を聞いただけで、これは事実だと、こういうふうなことは言うべきじゃないと言っている。議  
題にもすべきじゃないわけや。そういうことを、市長もそのことを私が言うたら弁解しとった  
けど、職員がそういうことを言うたという事実はあると。

（発言する者あり）

○7番（澤山保太郎君）（続） しかし、それが全体が事実かどうかは、それは分かんないと言  
っとるわけや。

（発言する者あり）

○7番（澤山保太郎君）（続） そういうふうなことですので、伝聞証拠で人を非難したり罪  
につけたりすることだけは議会があってはならないということを私は訴えたいわけだ。

(発言する者あり)

○7番(澤山保太郎君) (続) 最後に言いますけど、職員のパワハラは目に余るものがあるんだよ。おたくは、そんな実際知らないと思うけどね。

(発言する者あり)

○7番(澤山保太郎君) (続) 生活保護の指導の、ひどいことを言われたということですね……。

(発言する者あり)

○7番(澤山保太郎君) (続) 玄関のロビーで首をくくって死にたいという訴えもあるんだよ。

(発言する者あり)

○議長(町田又一君) 澤山議員。もう……。

○7番(澤山保太郎君) (続) そういうことを言われたという人もおるんだよ。

(発言する者あり)

○議長(町田又一君) 澤山議員。

○7番(澤山保太郎君) (続) そんなこと知らんだろう、あんた。

(発言する者あり)

○7番(澤山保太郎君) (続) そういうひどいことを実際に市役所庁内では蔓延してるんだよ。それを防ぐのが議員の役割だと私は考えとるわけです。以上です。

○議長(町田又一君) 澤山議員、その発言でよろしいですか。

(発言する者多数)

○議長(町田又一君) 議長が許可した発言ですので。

(発言する者あり)

○議長(町田又一君) 山本議員の2回目の質問を許可します。

○11番(山本賢誓君) 山本。2回目の質問を行いますが、その前に、議長と局長は、議事進行発言が、先ほど久保田議員のときもあったわけですがけれども、要するに質問に対する反論、自己主張、こんなこといつも許されるのかということ、まず議員総会でも開いてからちゃんと確認してくださいや。

○議長(町田又一君) それは、また後で検討します。

○11番(山本賢誓君) 検討します、検討しますって、早いめにやってもらわんと、もうこんなことは、議会のルールは全く無視やないですか。駄目です、こんな発言をさせたら。何を言いたいかわれてきた。

2回目の質問をさせていただきます。

もう一つ言い忘れたけど、私は質問の中で限定をしてはっきりそうだとはいってません。議員の名前も言ってないし、A氏という発言もしておりますし、それからこういう疑惑に対して

は不当行為防止等の委員会も含めて第三者委員会も含めて、そういうものが設置されたらその中で双方の意見を聞く作業があるわけですから、それを求めちゅうわけで、何にも片方だけがこういうことになって決めつけちゅうやいう発言してませんき、おかしい、今のは不当発言ということを議長は理解をしちよってください。

2回目の質問に入ります。

まず、庁舎問題ですけれども、市長はいまだに新築移転ということに関しては希望を捨てていないということですが、とにかく何ぼ議論しても焼け石に水かみたいなものになりますので、もうこれ以上しませんけれども、2つ目の質問の中で今回20日に行われる検討会に関しては、それはある一定、僕らも賛成できる可能性を含めた提案です。そういうことを含めて、とにかく早期に結論を出していただきたいということでもあります。

市長は、津波対策に万全はない、それはどこ行ったってないですよ。市民の命守るったって、庁舎だけが残ったって、その道路とか民家は倒れますから、その市民の命と庁舎と一緒にしてもうたら困るということでもあります。

それで、私も1回目の質問で30年、40年後にコンパクトな建物が、例えば体育館みたいなワンフロア庁舎でもいいような状況になってきますよ、人口が3,000人、4,000人になったら。そこまで議論を譲り渡すと。当面は耐震と、それから1階の機能、地下の機能を上へ上げると、そういう対策をしたら、耐震補強すれば30年、40年もつやないですか。そういう選択肢をできないか、もう一度答弁願います。

それから、ハラスメントの件に関しては、私も全てを作り話で言うたわけでもありません。執行部から公表されたパワーハラスメント事例において、こういうことがあるのかということで質問をさせていただいたわけでありまして、それについては第三者委員会とか不当行為防止等の委員会を設置して双方の意見を聞いて対応してくださいということと言うたわけでありませぬ。

ただ、その中で私が今言いたいのは、3番の質問の議員によるパワーハラスメントの全面否定について質問をしましたよね。その中で5つぐらい言いましたけれども、執行部の答弁は、澤山が否定したことは、これは澤山って言いますよ、澤山って自分が名前書いちゅうがですから。全部、執行部は否定したやないですか。事実無根ではない、文書は怪文書ではない。ということは、これは全部澤山議員がうそを書いて市民に配り回ちゅうっていうことですよ。うそを書いて。全部うそですよ。執行部の答弁を聞いたら分かるやないですか。私は、そういうことが分かりやすいようにわざわざ1項目ずつ、これはどうですか、これはどうですかと執行部に聞いたわけですしね。それで、パワハラ疑惑と、それを否定せんがためのうその新聞を書いて市民に配る。プロパガンダですよ。これは情報を操作しゅうと一緒にですよ、これ。そういう態度が、私、議員でおること自体がおかしいというふうにも思いますけど、これは答弁は要りませぬ。

それから、大事なことは、久保田議員も質問したように、5番ですけど室戸市不当要求行為等への対策に関する要綱の活用についてという質問をしました。これ、答弁のほうは、市長も前向きに検討するという答弁をいただいたので、それはそれで期待をしておりますので、お願いしたいと思います。

まず、市長、この第2条を読むよりも先に第5条ですよ。職員が不当要求行為等を受けて、それから所属長に連絡をして、そして不当要求行為等発生連絡票を作成して副市長に届けると、これがその流れです。ほんで市長は事例を6月に知って、それから8月に議員が絡んでいるということで事務局と議長にこの事例を出したわけですよ。事例というか文書を。これで、僕の質問でも言いましたけれども、執行部が議員が絡んでいるということで非常にやりにくいと。そういうことは私らも分かりますよ。けれども、被害を受けているのは職員ですから、それにたまたま議員が絡んじょったということだけの話で、職員を守らないかんでしょうが、一番先に。そして、室戸市役所の業務の秩序も守らないかん。そういった対応が、この議会で私たちが、久保田氏と私が質問するまでは対応しようという考えがなかったがでしょ、はっきり言うたら。あった。あったらいいですよ。それで、もうそのルールに、マニュアルにのっとってぜひ対応していただきたいと思いますが、それはもう間違いなくやるのかということをもう一度答弁してください。

それからもう一つ、6番です。第三者委員会の設置についてですけども、これは先ほど言った不当行為防止等の案件と、また違った意味での効果というか成果を得られるもんだと思います。そして、その構成委員は弁護士数人とか有識者何名かで構成されると思いますけれども、これを市長、第三者委員会の設置を何で議会に預けようとするがですか。議会は、パワーハラスメントはないっていう結果が出ちゅうやないですか。議会が議員でこういうものを構成できるはずもないし、被害を受けちゅうのは執行部、市の職員じゃないです。あなた方は市の職員を守らにゃいかんやないですか。市長も、市長になってから5年たっちゅうわけですよ。ずっと職員に守られて、あなたは今までやってきちゅうわけですよ。こんな事例は恐らく初めてになると思うがですけど、要するに基本には市長は職員を守る義務がある。それには第三者委員会を設置して、一応、職員からも聞き取りがあつて、こういう疑惑事例が出ちゅうわけですけども、そういう職員からの聞き取りも含めて、そして疑惑にある議員の声も聞いて、そういったものをちゃんと整理するのが第三者委員会ですよ。そこに議会の力が入ったり執行部の力が入ったりということではのうて、公平公正な結論を早く得るのが職員を守り、議会の秩序を守り、市役所の秩序も守るということになる、それが分かんず、あんたらは。

○議長（町田又一君） 山本議員、残り10分です。

○11番（山本賢誓君）（続） だから、第三者委員会の設置は絶対必要ですよ。雑談の中で、議長がそういうものをやったらいいというような話もちらっと聞きましたけれども、ちゃんと正式なものにやらないと、マスコミだって、その他のもろもろの社会に通用するような発

言をする組織も正式な発足がなかったら報道のしようがないですよ。いつ頃やるか検討するかぐらいの答弁はしてもらわんと、私らも議員として、たった3人しかおらんですよ、こういうことをやらないかんという議員は。しかし、そういうことをしようとするのは数の問題じゃない。駄目なものを駄目と言える議員がいるということをおなた方も分からないかん。職員を守らないかんでしょうが、早く早期に決着をつけて。その件に関してもう一つ、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 山本議員の2回目の質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

大きくは2つではなかったかと思いますが、1つは庁舎問題についてでございますが、早期に結論を出さないかんということ、さらには津波対策として庁舎の問題と市民の命と一緒にしてもらったら困るといったような御発言がありました……。

（発言する者あり）

○市長（植田壯一郎君）（続） そういったお話だと思えますけれども、私は庁舎の問題と市民の命の問題、職員の命の問題は大変重要な大きな問題であると受け止めておりますので、早期に結論を出さないけないというのは同じ認識でありますけれども、慎重にしっかりと議論をした上で、1回目の答弁でもさせていただきましたような姿勢で臨んでいきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

2点目のハラスメントの第三者委員会の設置について、1度目の答弁の中で議会のほうに期待をするといったことを添えましたけれども、これは正直申しまして、当初は執行部のほうでも内部で議論をしながらどうするかということでしたけれども、議長、副議長のほうに御相談に行ったというのは議会の自浄能力といったことにも期待を正直する気持ちもありました。本来でありましたら、議会のほうで処理するのが私は筋だろうと考えております。今日のやり取りの中で議会のほうの御意見も一定分かりましたけれども、それが山本議員の言われるような議員の総意であれば、私は問題なくすぐでも調査委員会を開いてでもやりたい物事であると認識しておりますけれども、議員それぞれ意識の違い、考え方の違いがある上において、議会と執行部という関係の中で執行部のほうが議員さん皆さん方の調査をして、その評価をするといったようなことについては正直僭越であるという思いもありまして、少し慎重に構えております。先ほど副市長からも答弁がありましたように、なるべく早く開催をして今回の案件の検証を行うというふうに副市長が答弁をしました。

（発言する者あり）

○市長（植田壯一郎君）（続） そうです。いや、室戸市不当要求行為の在り方についてです。

（発言する者あり）

○市長（植田壯一郎君）（続）　そうです。副市長が答えてるのは、不当要求行為のための要綱に基づいた対応でございます。第三者委員会につきましては、そうした今の議会と執行部の兼ね合いもありますので、内部でしっかりと議論もしながら、そうした対応が妥当かどうか判断して検討させていただきたいと思えます。

マニュアル等につきましては、副市長のほうから補足説明をさせますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（町田又一君）　黒岩副市長。

○副市長（黒岩道宏君）　山本議員にお答えいたします。

不当要求に関しまして、マニュアルどおりに行うべきじゃないかというような趣旨だと思えます。

本市の事務事業に対する不当要求行為等に対し組織的対応を行うことにより、もって職員の安全と事務事業の円滑かつ適正な執行を確保するため、室戸市不当要求等の対策に関する要綱を定めております。この要綱に規定する不当要求行為等の対応方針として室戸市不当要求行為等対応マニュアルが定められており、不当要求行為等が発生、または発生するおそれがある場合はマニュアルに基づき対応することとなります。マニュアルによりますと、ある行為が不当要求行為か否かを見極めるポイントは、要求等を実現するため違法または社会常識を逸脱する手段を用いるか否かであり、暴行、脅迫、困惑行為等の違法または不当な手段により何らかの作為または不作為を迫られているか否かで見極めることとされております。また、関係機関である室戸警察署からも、該当する言動があったとしても即不当要求行為となるわけではなく、その相手方、例えば一般市民の方であるのか暴力団のような方であるとか、程度、時間とか内容とか回数などにより判断することになるとの助言をいただいでるところでありますので、これらを踏まえまして今後不当要求の委員会におきまして今回の案件に対する対応などについて検証することを考えております。

なお、今回御指摘の議員からの職員に対する言動等については、重大な問題であると認識をしておりますので、市長と共に議長、副議長に相談させていただいてるものであります。以上です。

○議長（町田又一君）　山本賢誓君の3回目の質問を許可いたします。山本賢誓君。

○11番（山本賢誓君）　3回目の質問を行います。

先ほど市長の答弁にあったように、議会に対して僭越だとか、議会の自浄能力を求めてなんて言いましたよね。自浄能力を求めてって言ったでしょ。ないやないですか、議会には自浄能力が。僭越やという言葉なんかは使う必要がない。パワハラ事例を起こす本人が例えば誰であろうが、総理大臣であろうが、バイデン大統領であろうが、誰がやっても駄目なものは駄目なんですよ。そこのところは執行部が毅然とした態度を取らないかんでしょうが。議会にげたを預けるたって、議会には自浄能力ないやないですか、全然。被害を受けてるのは市の職員って

いうことを分かちゅうがですから、それを議会にげたを預けるやいうことがおかしい、そもそもが。これを二の足踏むようなことがあったらおかしいでしょうが、これは。職員が救われんやないですか。不当防止何とかかんとかだけでは解決できる問題じゃないですよ、これは。刑事事件にしよったって、そんなものは簡単にできるわけがないですから。我々が考える、素人が考えるような、これは恫喝、恐喝って言うたって、刑事事件、法的に証拠がなけりゃできんわけですから、我々が思うこととは立証して罪につけるやいうことはなかなか難しいですからね、それは。だから、その不当行為等防止の委員会と第三者委員会、2つをやるということですよ。それをするのが市長、副市長、総務課長、あなたたちの職務やないです。これをようせんようやったら職務怠慢じゃないですか、これは。ほとんどがそういうことを設置してくれて恐らく思ってますよ、ほとんどの職員が。市長も職員に助けられて5年間生きてきた、二、三年前にはこの壇上で職員の批判もした、あれなんかもはっきり言うたらパワーハラじゃないですか。パワーハラスメントですよ、あれらあも。誰も言わんかったき済んじゅうがですけど、そうやって職員に助けられてきて、ある執行部がちょっと漏らしましたけれども、市長を助けるに執行部は辞表をぶら下げて仕事してますよなんていうそういう方々もおるわけですよ。それでも毎日の業務は市長、副市長を助けてくれゆう。それに応えるのは当たり前でしょうが。もし今そこで設置するっていう答弁はできなかつても、議長、副議長と相談して、議員が絡んじゅうということで議長、副議長に相談してもええでしょう。大体の目安、いつ頃に第三者委員会設置を目途とするか、それを教えてください。これで最後の質問になります。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 山本議員の3回目の質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

3回目の質問で御指摘のありましたことにつきましては、十分精査をしまして今後の検討にしていきたいと思えます。

（発言する者あり）

○議長（町田又一君） これをもって山本賢誓君の質問を終結いたします。

次に、竹中真智子君の質問を許可いたします。竹中真智子君。

○4番（竹中真智子君） 4番竹中真智子。市民を代表して一般質問を行います。

市長の政治姿勢について。

(1) 公立保育所の居残り保育時間の変更について。

室戸市には、公立保育所が佐喜浜保育所、大谷保育所、羽根昭和保育所と3か所あります。そして、社会福祉法人が運営する菜生保育所、むろと保育所、元保育所、吉良川第一保育所と4か所あり、市内全域で7保育所ありますが、このうち本年度末、来年3月末で菜生保育所が建物の耐震化などができていないなどの理由から保育所の閉鎖が決まっています。

現在、菜生保育所には13名の子供が通っていますが、来春には4名の年長児は小学校へと進

みますが、残りの9名のうち7名ほどの子供の保護者は大谷保育所への入所の希望を持っております。このうち5名ほどの子供は、保護者の仕事の都合で居残り保育を希望していて、今の菜生保育所でも18時、夕方6時までの居残り保育で対応してもらって安心して働くことができっております。公立の大谷保育所の居残り保育対応時間は、現在は17時15分、夕方5時15分までとなっており、公立3保育所の中でも一番早い居残り保育時間が設定されております。また、市内7保育所の中でも一番早い閉所時間となっておりまして、今回菜生保育所から公立大谷保育所へ通わせたいと願う保護者のほとんどが18時、夕方6時までの時間の延長を強く願っております。

市長は、2期目の公約で子育て支援を挙げております。子供の未来は町の未来であり、日本、世界の未来であります、全ての子供たちが健やかに成長し続けられるように子育てや教育や医療など様々な分野で支援をし、子供の育ちに関わることで地域が元気になる、このことは私が政治を志して以来ずっと思い続けている私の理念であります、子供や子育て家庭への支援対策は、本市の最も重要かつ緊急課題と位置づけ抜本的な施策に早急に取り組んでいかなければならないと、たしか去年の議会中に言われておりました。

子育て中の親御さんをしっかり支えてやるのが、室戸に根づいて、これからもお子を持ちたいと思ってもらい、子育てしやすい室戸をつくる、人口を増やしていくための大きな一歩であります。同じ公立の羽根昭和保育所と同様の18時、夕方6時までの延長保育のための時間延長を強く望み、市長の答弁を求めます。

## (2) 小中学校のトイレについて。

全国にあります小・中学校のトイレで、洋便器の割合は、本年2023年9月1日現在で63.8%、約91万個だったことが文部科学省の調査で分かったと新聞報道がされておりました。文部科学省が2016年度に初めて調査をした際には、洋式便器の割合は43.3%で和式のほうが多かったのですが、2020年度は洋式57%となり、本年9月現在は63.8%で年々増加の傾向が続いております。都道府県別では、富山県の86.5%、次いで東京82.2%、沖縄81.5%と8割を超えております。低いのは、山口県47.2%、島根県48%、佐賀県52.4%で、本県は59.6%であります。

本市の9つの小・中学校のほとんどが水害や土砂災害、地震などの際には避難所となるようですが、多数の市民が避難してきたときには体育館の使用ということになるかと思いますが、その体育館に設置されているトイレは、洋式便器を備えている羽根中学校を除くと、もともと体育館棟にトイレを設置していない佐喜浜中、吉良川中。室戸中は、避難所の指定なしでありますので、これは除きます。元小を除いた佐喜浜小、室戸小、吉良川小、羽根小の体育館に設置してあるトイレは全て和式であります。災害が起こったときに避難所となる学校で和式は使いつらいとの声や、高齢者にとっても使い勝手が悪いという声も聞かれております。和式の便器も必要ではあります、洋便器はもっともっと必要だと思いますので、洋便器設置に取り組

んでいただけるのかどうかお伺いをいたします。

また、教室棟の便器につきましてもお聞きをします。室戸小学校の場合、教室棟には全部で32便器があり、うち和式が26、洋式が5、多目的の便器が1となっております。家庭やいろいろな施設の便器が洋式が多いのに、子供たちが長時間過ごす学校に和式が設置されていると排せつを我慢するといった悪影響も考えられます。トイレの洋便器化に取り組むことについて、どのようにするのか答弁を求めます。

津波避難タワーについてお伺いをいたします。

津波避難タワーの今後の予定は、どうなっているのかお聞きします。菜生保育所のそばにある津波避難タワーは、国道よりタワーに入るルート、菜生保育所横から入るルート、そして地元の人たちは旧道と呼んでおります人家の密集しているところ、旧岡本たばこ屋さん宅から南へ下りて東西に通り返りになっている、この道路の東の端から避難タワーへ入るルートと大別をしますと3つのルートになります。

この旧道のルートで避難タワーへ逃げ込むようにして向かいますと、タワーの建っている敷地の中で西側の南のほうは傾斜のきつい上り坂になっていてアスファルト舗装をしていますが、これでは高齢者等はタワーまで行き着くことができない人が出てくる。何とか傾斜をなくする良い方法はないのかと前任の課長に現場を見てもらい話をしましたが、直し工事を付すということはこの状況ではできないとのことで、ならば旧道を通って避難してきた人たちにふだんから分かりやすいように標識とか案内板とかを取り付けたり、また路面に誘導のために矢印を描いたりして、矢印の方向に行くとスムーズにタワーに上れることが分かる案内板を設置することなどを話し合いましたが、現在もそういったものは目に留まりませんが、どうなったのでしょうか。避難訓練のときにも、土地の住民に知ってもらっておくということは大切なことでもあります。そういった指導とか取組とかはされているのでしょうか、お聞きをします。

次に、室戸中学校が高台へ移転したら、今の室中の校庭に津波避難タワーを建設するとの話を以前に防災対策課長が話されておりましたが、その話は今も建設する方向にあるのでしょうか、お聞きします。

次に、行当津波避難タワー建設要望についてお聞きをします。

5年ほど前になりますが、約300筆に上る津波避難タワーの建設要望の請願書の提出をしております。行当は、目の前は荒波寄せる海、背後は山が迫り、まとまった雨が降れば石がごろごろと落ちてきます。地元の人たちの中には、安芸や高知方面へと向かうとき、安芸市伊尾木から川北辺りに国道から見える位置で4つの避難タワーが視界に飛び込んできます。あのタワー周辺で暮らす人たちは幸せや、安心して暮らすことができると言います。また、なぜ行当には避難タワーは建てれんがやろうと言われる方がたくさんおります。どのようになれば住民が望む大切な命を守る津波避難タワーが建ち上がるのかお聞きします。また、避難タワーについては、西菜生や羽根坂本周辺にも増やして建ててほしいとの声がありますが、これからどうな

る、どのようにするのかお聞きをいたします。

竹中真智子、1回目の質問を終わります。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 竹中真智子議員にお答えいたします。

まず、(1)公立保育所の居残り保育時間の変更についてでございます。

少子化が著しい本市にとって、子育て支援対策は私の2期目の公約にも掲げている最重要施策であり、これまでも答弁をさせていただいておりますが、子育てするなら室戸を目指し、子育て家族が安心をしてわくわく楽しく暮らすことのできる町の基盤整備にスピード感を持って取り組んでいるところでございます。

まず、今年度末をもって閉園となります菜生保育所におかれましては、約73年間の長きにわたり、保育活動を通じて子供たちの健やかな成長と子育て家庭の支援に多大な貢献をいただき深く感謝を申し上げます。

議員御案内のとおり、菜生保育所の閉園に伴い大谷保育所への入園を希望する子供たち、その保護者の中には午後6時までの居残り保育を希望する声があるとお聞きをしております。公立保育所の保育時間につきましては、室戸市立保育所設置及び管理条例施行規則により平日は午前8時30分から午後4時30分までの8時間、土曜日は午前8時30分から正午までの3時間30分としておりますが、保護者の労働時間、その他家庭の事情等により早出保育及び居残り保育を実施することができることとなっております。各園においては、これまでも保護者のニーズに合わせ早出保育及び居残り保育を実施しておりますので、令和6年度の大谷保育所の開所時間につきましても保護者の労働時間、その他家庭の事情等に配慮し、午前7時45分から午後6時までとする方針を決定しております。今後につきましても、子育て世帯の多様なライフスタイルに対応し、働き続けながら安心して子供を産み育てることができるよう子供や子育て家族を応援し、寄り添う子育て支援施策に取り組んでまいります。

次に、(3)津波避難タワーについてであります。

室戸岬菜生津波避難タワーにつきましては、令和2年10月に完成し、構造は鉄骨造り2階建て、当該タワー周辺は海拔9メートルで最大浸水深は7メートルと予測されていることから、2階避難スペースまでの高さは9メートル、屋上避難スペースまでの高さは12メートルで収容人数は100人となっております。完成後は、地元の自主防災組織の避難訓練にも利用され、南海トラフ地震に備えた地域の重要な避難場所となっております。

現在、毎年11月に実施している県内一斉避難訓練等で実際に避難した際に、避難してきた避難路に問題はなかったかなど気づいた点を報告していただいております。今後におきましても地元の方と協議検討した上で議員御提案の案内板の設置など迅速かつ安全な避難について、よりよい方法を検討してまいります。

次に、室戸中学校高台移転後の校庭への津波避難タワー建設計画につきましては、令和3年

11月に室戸中学校体育館において地元住民19名の方々に参加をしていただき、津波避難場所及び避難タワー等に関する意見交換を行いました。

主な内容といたしましては、令和2年度に行った耐浪性詳細調査の結果、耐浪性がないという調査結果であったことや、それに伴い学校屋上を避難場所から除外することの説明を行いました。それらを踏まえ、当該地区の避難場所や、その収容人数、津波避難タワー等の必要性について意見交換をさせていただきました。

参加者からは、室戸中学校校舎の耐浪性がないのであれば、その代わりとなる避難場所は必要だと思う、海に向かって逃げることはしたくない、山など高いところに向かって逃げるつもりであるなどの御意見をいただきました。

その後、当該地区の津波避難タワー建設につきまして庁内関係者等で再度協議を行い、学校グラウンドは中学校が高台移転するまでは使用できない、地域人口に対して避難場所は確保できている状況にあるが、夜間避難時に逃げ遅れる可能性のある住民が生じる等の課題が挙げられました。

議員御質問の室戸中学校高台移転後の津波避難タワー建設計画につきましては、設置場所として適地であるか、またその安全性等についての検討、津波救命艇の設置等についても検討が必要であり、今後におきましても当該地区への津波避難タワー設置の必要性などにつきまして関係者等の御意見もお伺いしながら協議を深めてまいります。

次に、行当地区の津波避難タワーについてであります。

本市における津波対策としましては、山などの高台へ避難することを基本に考え、避難路の整備を中心に取り組んできたところであります。しかし、高台までの距離が遠過ぎるなど津波が到達するまでに避難ができないおそれのある地域につきましては、津波避難タワーや公共施設の屋上へ上がるための外付け階段、また津波救命艇などの整備に取り組んできました。

本市における津波避難タワーの整備状況としましては、これまでに11基の整備を行ってきたところであります。整備に当たりましては、住民の意見を踏まえながら必要性を十分に検討した上で、また設置場所についても地元の自主防災組織や常会を中心に協議を重ねながら取り組んでまいりました。

議員御質問の行当地区への整備につきましては、平成30年10月に地元自主防災組織より津波避難タワー整備の要望書が提出されております。その後、行当市民館において令和2年2月に津波避難ワークショップ、同年7月に津波避難対策検討会を開催し、地元の方々と意見交換をさせていただきました。その中で、高台に避難場所があるが、裏山から落石のおそれがあり危険であるため避難タワーを整備してほしいとの御意見もいただいているところであります。

行当地区における津波避難対策としましては、これまでに高台の避難場所2か所と避難路3か所を整備してきたところであります。しかしながら、裏山からの落石の危険性などを踏まえた対策が今後必要であると考えますので、津波避難タワーの必要性などについて地元の方々と

協議を重ね、よりよい対策につながるよう努めてまいります。

また、その他の地区の津波避難タワーの計画につきましても、その必要性等について関係者等の御意見もお伺いしながら協議を行ってまいります。

私からは以上であります。関係課長に補足答弁をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（町田又一君） 西岡防災対策課長。

○防災対策課長（西岡佳久君） 竹中真智子議員に、(2)小中学校のトイレについて、避難場所のトイレについて私のほうからお答えをいたします。

現在、市内の小・中学校のうち、地域防災計画で指定している避難所のうち避難場所となっている体育館にあるトイレが洋式トイレとなっているのは1校のみとなっております。議員御指摘の、避難所となる学校の体育館のトイレは和式で使いづらい、高齢者には使い勝手が悪いということにつきましては、避難所運営マニュアルでは、南海トラフ地震の発生時には地震の揺れによる断水や配管が破損する可能性があるため、まずは体育館のトイレを使用禁止とし、各避難所に配備している組立て式簡易トイレや仮設トイレで対応してまいります。

また、風水害時につきましては、災害の程度により4段階の避難所開設レベルを定めており、初期の段階では公民館や市民館などが避難所となりますが、大規模災害となった場合には多くの学校の体育館も避難場所となり、その場合には体育館にトイレがない学校もあるため避難が長期にわたる場合には教室棟のトイレを使用する形で対応してまいります。以上です。

○議長（町田又一君） 山本教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（山本康二君） 竹中真智子議員に、(2)小中学校のトイレについてのうち、2点目の教室棟のトイレの洋便器化についてお答えします。

現在、本市の小・中学校9校の教室棟におけるトイレの洋便器率は、令和5年度に実施しました公立学校施設のトイレ状況調査では51.1%となっております。

公立小・中学校のトイレにつきましては、各家庭における洋式トイレの普及状況などの観点から洋式化を進めていく必要があるとの意見がある一方、駅や高速道路のトイレなどの公共施設において和便器の使用が一定程度ある中で、教育上の観点から一部は和式トイレを残す必要があるのではないかと、また衛生面から便座に触れる洋便器を好まない児童・生徒が一定数いるなどの意見もあるところでございます。

こうした中、本市においては教室棟における洋便器率が吉良川小学校が84.2%、羽根中学校が78.6%、室戸中学校が78.1%と一定洋便器化が進んでいる学校もある一方、室戸小学校が18.8%、佐喜浜中学校が28.6%、佐喜浜小学校が29.4%と学校間で差が生じている状況であることから、この学校間の格差については解消していく必要があると考えているところでございます。

今後は、学校の統廃合の状況などを踏まえた上で、洋便器率の低い学校につきましては、学

校の意見等もお聞きしながら整備の方向性や時期及び内容等について検討してまいります。以上でございます。

○議長（町田又一君） 竹中真智子君の2回目の質問を許可いたします。竹中真智子君。

○4番（竹中真智子君） 4番竹中真智子。2回目の質問をいたします。

先に、すいません、トイレのお話をさせていただいてもいいですかね。トイレは、地震があったりすると水の関係で使えないとかということでありましたけれども、体育館棟っていうのは避難してくる人たちが使うトイレでもありますよね。全部の学校を見て回ったわけではないので、そうでない学校もあるとは思いますが、じゃあ全部がもう水洗になってるんですか。体育館棟にある和式の便所、ぽつとんもあるんじゃないですか。それだったら、全部を取り替えてっていうのではなくて、洋式も備えるべきではないかと、便器だけね。水洗であるかないかっていうところまで私は触れておりません。便器を和便器から洋便器にというようなこと言うております。しかも、100%そのようにしてほしいというのではなく、洋便器も必要でしょということ言うております。

それから、津波の避難タワーの話でありますけれども、この行当の津波のタワーについては過去に何回か質問をさせていただきました。ただいまの市長の答弁でも常会長さんであるとか、それから防災委員であるとか、そういう人たちと話をしながらということの話が出ましたけれども、令和2年7月に防災対策課のほうから班長さんクラスを集めて、この津波のタワーのことについて話もあるので、ぜひ集まってほしいということで集まっていた。その場にたしか市長もおられたと思います。その中の話では、集まってこられた人たちの中に菜生のタワーのことを例に挙げられて、これがあるということだけで安心した生活が送れる、安全と安心とは違うんだということ言われておりました。

それと、行当の場合、常会長さんといいましたら、この場に今一緒におりますもうお一方の市議会議員、女性の私と同じ名字の市議会議員、常会長さんであります。防災委員でもあります。この方は、私が署名活動で回られるときから反対でございました。立場は反対。なぜと思います。それは、この常会長さんが議会に出てくるときに、1期目出てくるときに行当にはタワーが必要やねということで、2人で一緒にその適地を見て回りました。ここやったらええじゃないですかねというような話もされて一緒に回ったんです。でも、議員さんとして出てき、それから常会長さんとして活動をしていく中でじわりと考え方が変わられたようであります。でも行当の中では反対の意見を持つ住民は非常に少ないです。ほとんどが造ってほしい、安心して暮らせるためには造ってほしいと言われております。各地へ参りまして常会長さんや防災委員の話を聞いて、それは決めると言われておりますけれども、この行当の場合においては、ちょっとそれはあまりにも不適當だと思います。住民の多くの意見は建ててほしいということがありますので。

そのときの手前に話をしました同じ竹中さんですが、話をしましたときには、いやいや、行

当には船へ乗って逃げる救難艇、これを言うてもらおうき。そんなに何ほもくれるがです。いや、言うてもらいますということと言われておりました。それも課のほうへ確認をしましたら、その話は一向に上がってきておりませんという話でした。ですから、地元住民が多く望んでいますので、ぜひ検討していただいて前へ進めていただく。

それから、二、三年前になりますか、防災対策課の課長と話をする中で、竹中さん、去年の6月、たしか6月言われたと思います、課長会で避難タワーは造らんいうことを決めていますと当時の課長さんがおっしゃいました。え、もうそんな造らんがです、決めちゅうがです。それ、大変なことやないですか。令和3年から令和11年度までの室戸市総合振興計画という室戸市が立てた、こういう振興計画があります。この中を見ましても、タワーを造ることをやめるとかというようなことは一行も書かれておりません。課長会で、そうやって決める権限があるのかなのか、決まったらそのとおりになるのか、いや、決めていないというのであれば、そのあたりの答弁を求めたいと思います。

それから、これはお願いであります。菜生保育所が閉まります。今、菜生の保育所には13人の子供が通っております。そのうちの4名が、年明けの来年の3月に卒園をしまして小学校へ進みます。残りの9名のうちの7名が大谷保育所へ入園を希望しております。先ほどの市長のお話では、6時まで延長保育をやってくださるってということで、この報を聞いた、今度大谷の保育所へと望んでおられる保護者の方は大変喜ばれると思います。それにつきまして担当の課長さんに話を伺いましたところ、実は職員が足らんのですよ、足らんので何とかということで職員を探していますということと言われておりました。それで、菜生保育所は私立の保育所ですけれども、ここが閉まります。ここの先生に声をかけてみたらどうでしょうかねというようなことのお話もさせていただいて、自分も先生に会えば、そのようなことを聞いたりもしています。

これは、菜生の保育所から7名の子供が大谷の保育所へ行きますが、この子供たちは来年の春が初めて保育所に入る子供ではありません。もう既に菜生の保育園で1年とか2年とか保育を受けている子供です。ところが、新たに移っていった保育所で誰も知らない先生たちばかり、非常に不安になると思います。もし市のほうで職員が必要ということであれば、この新たに大谷へと移っていく子供たちが心的なストレスがないように、なじんだ先生の顔がたとえ一人でも、パートででも見て過ごすことができる、そういったことをぜひお願いしたいなと思うところであります。

それと、もう一つのお願いは、公立の保育所と私立の保育所が交流というのはなかなか大変だろうとは思いますが、例えば小学校が統合するといいますが統合先の学校へ交流を積み重ねていってなじみを深くするというようなことがやられます。保育園ならばなおさらやっていただきたいのですが、私立と公立の交流はいろんなたてりがある、難しいかも知れませんが、何とかそういうことができいくようなハートのある、温かみのある交流がで

きないだろうかと思えます。私も母親として2人の子供を育ててきていますので、今、小さいお子さまを持つお母さんの気持ちもよく分かりますので、市としてもぜひとも対応をしていただきたいと思ひまして、この2点、ぜひお願い、保育の関係では聞いていただきたいと思ひます。

以上、2回目の質問を終わります。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 竹中真智子議員の2回目の質問にお答えをさせていただきます。

トイレの問題は、また担当のほうからお答えをさせていただくようにしたいと思ひますが、私のほうからは避難タワーについてのことで、行当における避難タワー、随分と議論をしてきたように私自身は受け止めておりまして、私も何度か、この避難タワー、防災だけの会でなくして、例えば運営審議会の問題とか様々な会の中で市民館等に行ったときにそうしたお話も伺ひますが、一方では、またそうした中では、とにかく今は避難場所に向けて落石が心配されるので、その対策を先に講じてもらえんのかといったような強い声もあつたりしまして、内部では協議もしながら、まだ実現はできておりませんが協議をしております。1度目の答弁でも申し上げましたように、しっかりと議論をしながら検討してまいりますので、御理解賜りますようによろしくお願ひをしたいと思います。

それと、課長会等でもうタワーは造らんというような決定をされたのかということの御指摘がありましたけれども、そういったことはございません。今後、地域によってその必要性が、ただ地域の住民だけがここへ造ってくれということだけを捉えて、はい、造りましょうということにはなかなかない背景もあります。それは全体的の中で見通して、その必要性をしっかりと行政として公平公正な形の安全性を保っていくという物事もありますので、その分も併せて検討していく必要があるということでございますので、御理解をいただきたいと思ひます。

保育園につきましては、ハートのある交流をとということで、今、お話を、お願ひということでしたので、聞きながら思つたんですが、小学校のことも例に挙げられましたけれども、各両園が協議ができてかなうのであれば、来春になるまでに何回か大谷保育園のほうに行かれる予定の方は行って過ごすような時間が持てたらいいなというふうに私も思ひましたので、できるかできんかは現場の状況もあると思ひますし、また担当課のほうでも検討していただけたらなという思ひでございます。以上でございます。

○議長（町田又一君） 山本教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（山本康二君） 竹中真智子議員の2回目の御質問にお答えします。

体育館のトイレの洋便器化ということですがけれども、災害時における避難所でのトイレの在り方については先ほど防災対策課長が申したとおりでございます。

そうした中で、体育館にも今あるトイレのうち幾つかについて洋便器化ができないかという

ところですが、そこにつきましては先ほど教室棟のところでも教室棟のトイレについてお答えさせていただきましたが、また学校等の意見とか、あとその整備の方向性とか内容等、こういった形でできるのかについては一度検討はさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（町田又一君） これをもって竹中真智子君の質問を終結いたします。

健康管理のため2時40分まで休憩をいたします。

午後2時24分 休憩

午後2時38分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、竹中多津美君の質問を許可いたします。竹中多津美君。

○6番（竹中多津美君） 一般質問をさせていただきます。6番竹中多津美。

独居老人のごみ出しについて。

大きなごみ袋や新聞の束を集積所まで運ぶのは、足腰が弱い高齢者にとっては一苦勞であり、高齢化に伴いごみ出しが困難になっておられる方も増加していると思います。また、ごみ出しの際に転倒し、入院になったという話を伺いました。ホームヘルパーサービスを利用している方でも、収集時間が早くサービス利用時間内にごみ出しが困難な状況であるといったことも聞かれます。

高知市では、実際に高齢者のごみ出し支援作業としてふれあい収集を行っているようです。利用する際に条件等がありますが、費用は無料で行っており、現在280世帯利用しているようです。

現在の室戸市の高齢単身所帯数は、2020年のデータでは1,617世帯だそうですが、今後高齢化が進むにつれ、ごみ出し支援サービスの需要は高まると考えられます。

令和2年度には、環境省は、自治体などが高齢者宅まで出向いてごみの収集を行うごみ出し支援制度の拡充を目指し、モデル事業を実施しているようです。国も取り組んで行っていく方向で動いているようですが、現在、室戸市では高齢者のごみ出し支援について何かやっておられるようなことがあればお聞かせください。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 竹中多津美議員にお答えいたします。

独居老人のごみ出しについてであります。

議員御指摘のとおり、高齢者のごみ出しにつきましては、高齢化率が52%を超えている室戸市で喫緊の課題となっており、高齢者や介護事業者からも多様なニーズが寄せられております。

御質問にあります、室戸市では高齢者のごみ出し支援について何かやっておられるのかにつ

いてであります。何点かございますので、順を追ってお答えをいたします。

まず、議員の御説明の中にもありました介護保険事業のホームヘルパーによる訪問介護サービスがあります。このサービスは、御指摘のとおり、ごみ出しの時間とサービス利用時間が合わないなどの課題があり、介護事業者がごみを一度持ち帰るなどの対応をしていただいております。これらの問題を解決するために、令和4年度に訪問介護サービス用のごみステーションを保健福祉センターやすらぎ敷地内に設置いたしました。現在9名の利用登録がされており、今後市内全域をカバーできるよう保健介護課と市民課が調整しているところであります。

次に、簡易な生活支援訪問サービスとしてごみ出しを行うサービスがあります。これは、シルバー人材センターに委託しているサービスで、ごみ出し支援のみに特化したサービスとなっております。利用者の増減はありますが、現在2名の方が利用しております。

また、昨年11月に開所いたしました生活支援ボランティアくらサポのごみ出しサービスもあります。これは、室戸市社会福祉協議会に委託している事業で、サービス希望者と提供者をマッチングし、有償にてボランティア活動をしていくという事業であります。開所当初の令和4年度は2名、4件の利用でありましたが、令和5年度現在では4名、32件の利用となっております。今後とも増加していくことが見込まれております。

これらのサービスには、年齢や身体状況、介護度等の利用要件がそれぞれ少し違った内容で設定されておりますので、御自分の状況に合ったサービスを介護事業者や保健介護課、関係機関と御相談の上選択していただき、それぞれの生活支援サービス利用につなげられる体制は一定ではございますが整備できております。

しかしながら、高齢者先行地域となっている本市にあつては、デジタル社会における新たな高齢者へのごみ出し支援サービスの在り方など企業などとも連携を持って模索をするなど先行事例の創出に取り組むたいと考えております。

今後とも、ごみ出しのみならず日常生活に困ったときに住み慣れた家や地域で安心をして暮らし続けられるよう多様なニーズに応えてまいります。以上であります。

**○議長（町田又一君）** 竹中多津美君の2回目の質問を許可いたします。

**○6番（竹中多津美君）** 6番竹中多津美。2回目の質問をさせていただきます。

社会福祉協議会のほうで有料で行っているサービスですが、サービスと言うのかな。サービスではありますが、これは一般の方々は御存じでしょうか。どのように一般の方々に知らせていらっしゃるのでしょうか。すいません、それだけです。2回目……。

終わりです。すいません。

**○議長（町田又一君）** 執行部の答弁を求めます。植田市長。

**○市長（植田壯一郎君）** 竹中多津美議員の2回目の質問にお答えをさせていただきます。

社協等への有料サービスではありますが、一般市民の方にどのように情報提供をして知ってもらっているのかといった、これは非常に大事なことで、先ほどお答えさせていただきましたそ

それぞれのサービスがありますけれども、なかなか浸透できてない面もあるのではないかなというところでございますので、御指摘いただきましたことも踏まえまして、今後担当課のほうでも一層市民に浸透できるような広報活動に力を入れていきたいと思っております。

なお補足がありましたら、課長のほうからお願いしたいと思っております。以上でございます。

○議長（町田又一君） 正木保健介護課長。

○保健介護課長（正木亜弥君） 竹中議員の2回目の御質問にお答えいたします。

社会福祉協議会に委託をしております生活支援ボランティア活動事業くらサポでございますけれども、昨年度の11月から事業を開始いたしまして、利用会員、それから協力会員という2種類の会員に分かれておりまして、周知を社協さんと協力して進めているところですが、まだまだ会員さんのほうが少ない状況ではありますので、今後も広報が必要だというふうを考えております。

広報としましては、広報紙の中での広報や、社協さんや市の会議等で、本年度でいいますと生活支援協議体と各地域を回っていく会議があるんですけれども、そういった中でPRをしたりとかっていうことをしておりまして、広報のほうを広げてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（町田又一君） これをもって竹中多津美君の質問を終結いたします。

これにて日程第1、一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、明日13日は大綱質疑であります。午前10時にこの議場に御参集をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午後2時50分 散会